

## 第3回葛飾区子育て支援行動計画策定委員会 次第

平成21年8月17日 午後2時から  
男女平等推進センター3階 洋室A

### 1 議 事

- (1) 第2回子育て支援行動計画策定委員会の課題について(資料1)
- (2) 平成20年度 子育て支援に関するアンケート集計表(資料2)
- (3) 後期「葛飾区子育て支援行動計画」の主な事業について(資料3)
- (4) その他

### 【連絡事項】

次回予定：9月4日(金) 午前10時より  
葛飾区男女平等推進センター 3階 洋室A

平成 21 年 8 月 17 日

第 2 回策定委員会課題整理（8 月 17 日）

- 1 中高生の意向調査について
- 2 育児休業法の改正及びワークライフバランスに関する資料について（資料 1 - 1）
- 3 父子家庭等関係資料（資料 1 - 2）
  - （ 1 ）全国母子世帯等調査結果報告
  - （ 2 ）その他

# 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 及び雇用保険法の一部を改正する法律の概要

少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備する。

## 1 子育て期間中の働き方の見直し

- 3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。
- 子の看護休暇制度を拡充する(小学校就学前の子が、1人であれば年5日(現行どおり)、2人以上であれば年10日)。

## 2 父親も子育てができる働き方の実現

- 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月(現行1歳)までの間に、1年間育児休業を取得可能とする(パパ・ママ育休プラス)。
- 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。
- 配偶者が専業主婦(夫)であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。

※ これらにあわせ、育児休業給付についても所要の改正

## 3 仕事と介護の両立支援

- 介護のための短期の休暇制度を創設する(要介護状態の対象家族が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日)。

## 4 実効性の確保

- 苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。
- 勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料を創設する。

【施行期日】 公布日から1年(一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主について3年)以内の政令で定める日。  
4のうち、調停については平成22年4月1日、その他は公布日から3月以内の政令で定める日。

# 1 子育て期間中の働き方の見直し

## 現状

- 女性の育児休業取得率は約9割に達する一方、約7割が第1子出産を機に離職。
- 仕事と子育ての両立が難しかった理由は、「体力がもたなそうだった」が最も多く、育児休業からの復帰後の働き方が課題。
- 育児期の女性労働者のニーズは、短時間勤務、所定外労働の免除が高い。
- 子が多いほど病気で仕事を休むニーズは高まるが、子の看護休暇の付与日数は、子の人数に関わらず年5日。

## 改正内容

### 短時間勤務制度の義務化

- 短時間勤務制度について、3歳までの子を養育する労働者に対する事業主による措置義務とする。

### 所定外労働の免除の義務化

- 所定外労働の免除について、3歳までの子を養育する労働者の請求により対象となる制度とする。

### 子の看護休暇の拡充

- 現行：小学校就学前の子がいれば一律年5日  
改正後：小学校就学前の子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日、とする。

## 2 父親も子育てができる働き方の実現

### 現状

- 勤労者世帯の過半数が共働き世帯となっているなかで、女性だけでなく男性も子育てができ、親子で過ごす時間を持つことのできる環境づくりが求められている。
- 男性の約3割が育児休業を取りたいと考えているが、実際の取得率は1.56%。男性が子育てや家事に費やす時間も先進国中最低の水準。
- 男性が子育てや家事に関わっておらず、その結果、女性に子育てや家事の負荷がかかりすぎていることが、女性の継続就業を困難にし、少子化の原因にもなっている。



### 改正内容

#### 父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長（パパ・ママ育休プラス（仮称））

- 父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を、子が1歳から1歳2か月に達するまでに延長する。
- 父母1人ずつが取得できる休業期間（母親の産後休業期間を含む。）の上限は、現行と同様1年間とする。

#### 出産後8週間以内の父親の育児休業取得の促進

- 妻の出産後8週間以内に父親が育児休業を取得した場合、特例として、育児休業の再度の取得を認める。

#### 労使協定による専業主婦（夫）除外規定の廃止

- 労使協定により専業主婦の夫などを育児休業の対象外にできるという法律の規定を廃止し、すべての父親が必要に応じ育児休業を取得できるようにする。

※ これらにあわせ、育児休業給付についても所要の改正

### 3 仕事と介護の両立支援

#### 現状

- 家族の介護・看護のために離転職している労働者が、平成14年からの5年間で約50万人存在。
- 要介護者を日常的に介護する期間に、年休・欠勤等に対応している労働者も多い。

#### 改正内容

##### 介護のための短期の休暇制度の創設

- 要介護状態にある家族の通院の付き添い等に対応するため、介護のための短期の休暇制度を設ける。(年5日、対象者が2人以上であれば年10日)

### 4 実効性の確保

#### 現状

- 妊娠・出産に伴う紛争が調停制度の対象となっている一方で、育児休業の取得に伴う紛争はこうした制度の対象外。
- 育児・介護休業法は法違反に対する制裁措置がなく、職員のねばり強い助言・指導等により実効性を確保している状況。

#### 改正内容

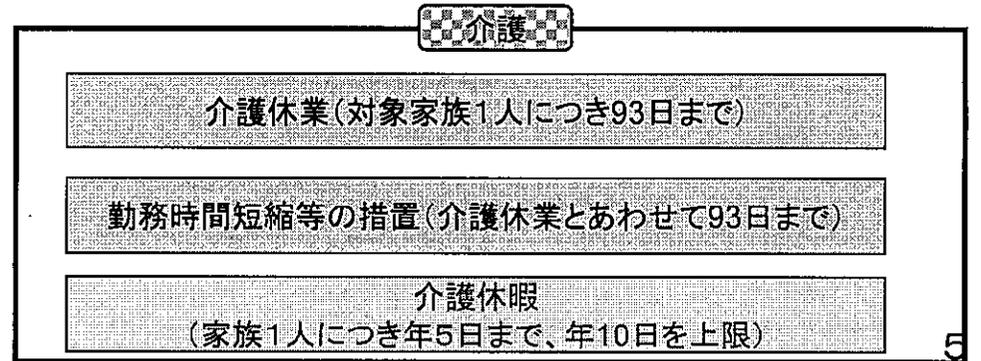
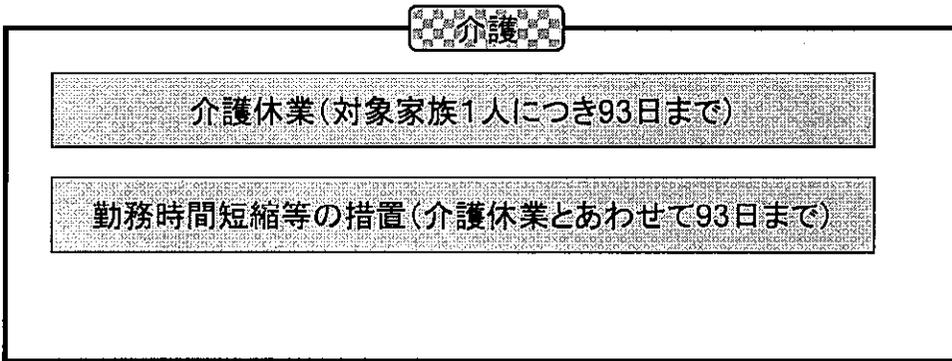
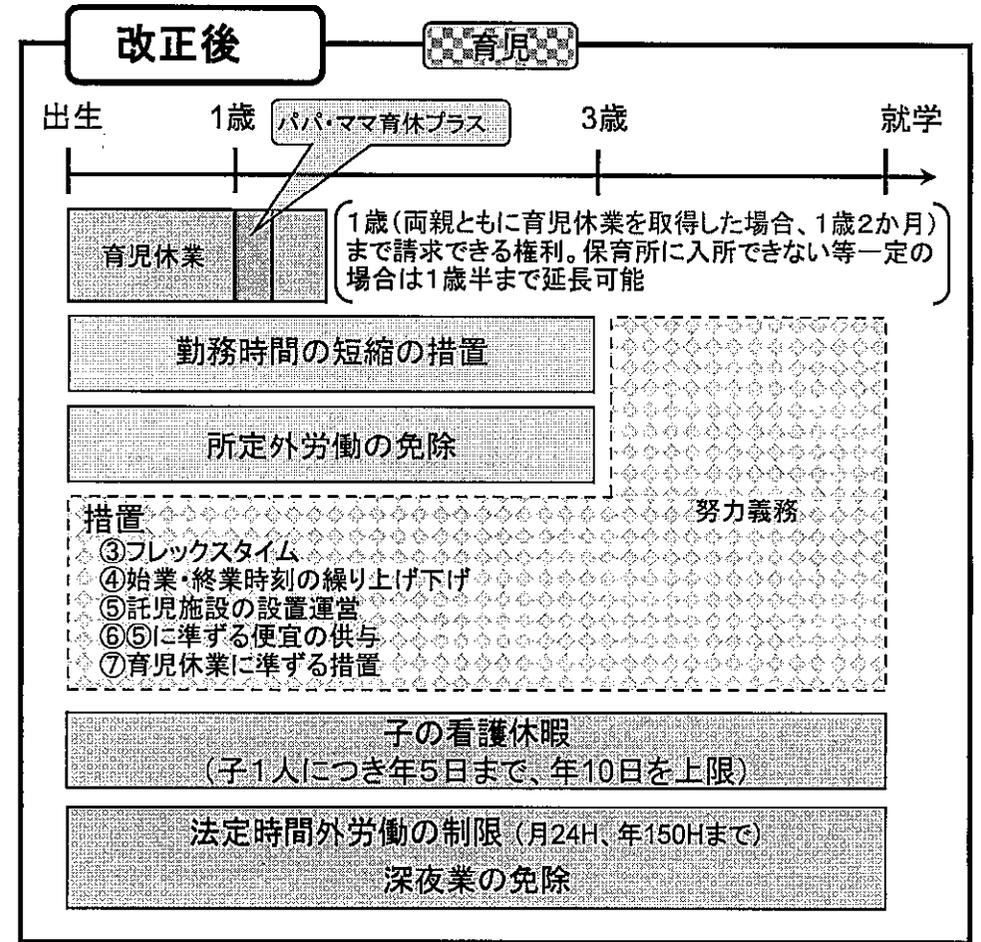
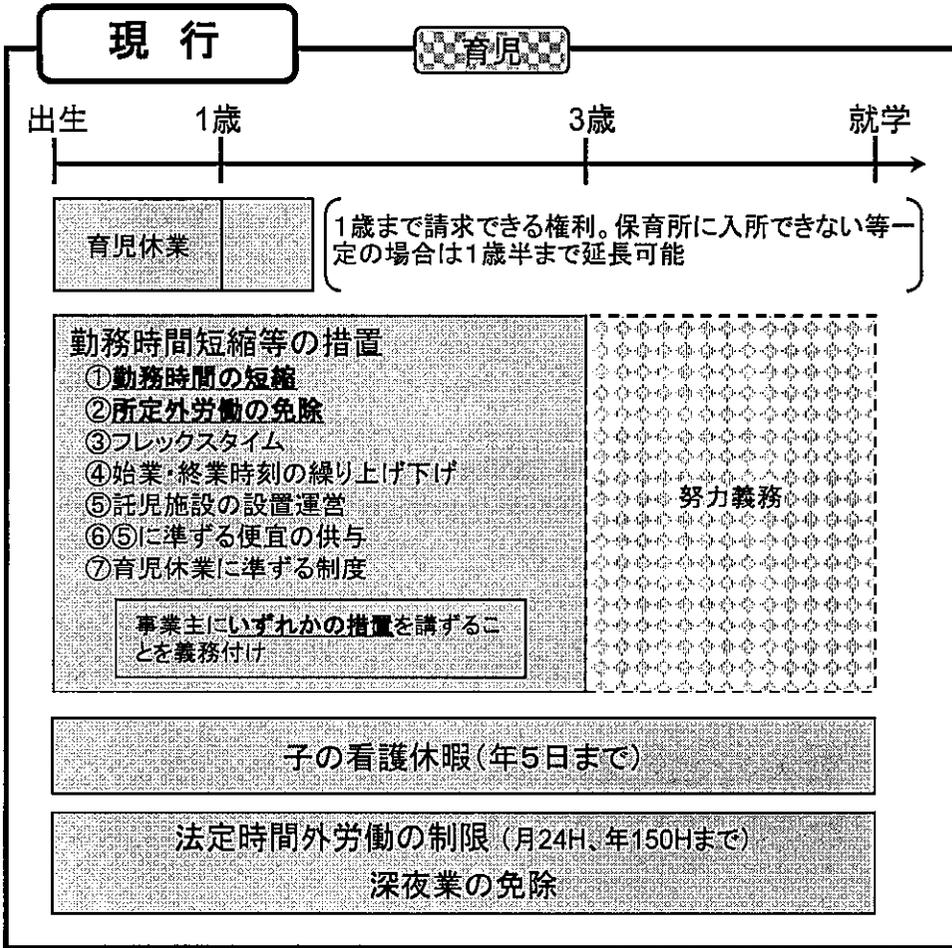
##### 紛争解決の援助及び調停の仕組み等の創設

- 育児休業の取得等に伴う苦情・紛争について、都道府県労働局長による紛争解決の援助及び調停委員による調停制度を設ける。

##### 公表制度及び過料の創設

- 勧告に従わない場合の公表制度や、報告を求めた際に虚偽の報告をした者等に対する過料を設ける。

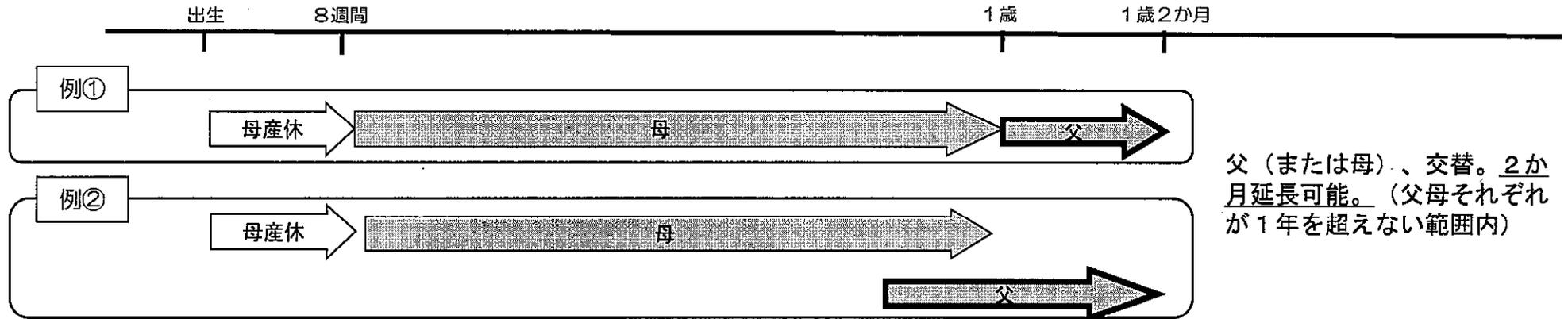
# 育児・介護休業制度の見直しについて(イメージ)



# 父親も子育てができる働き方の実現

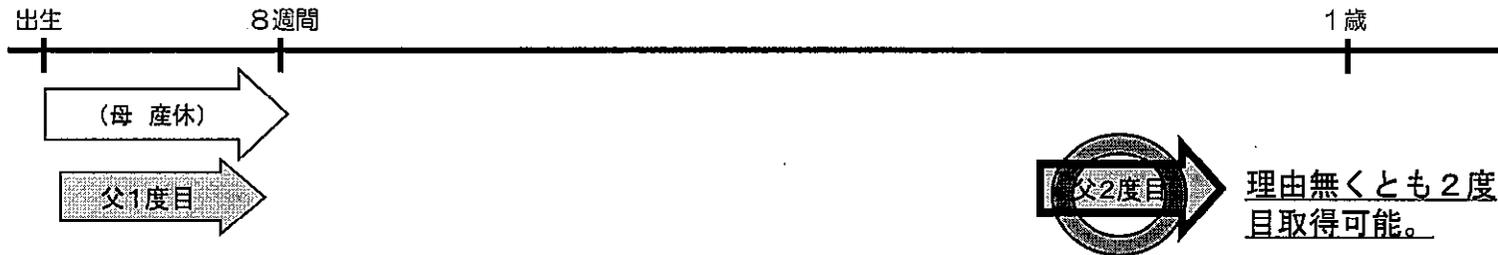
## (1) 父母ともに育児休業を取得する場合の育児休業取得可能期間の延長

- 父母ともに育児休業を取得する場合、子が1歳2か月に達するまでの間に、1年まで休業することを可能とする。



## (2) 出産後8週間以内の父親の育児休業取得促進

- 配偶者の出産後8週間以内に、父親が育児休業を取得した場合には、特例として育児休業を再度取得できるよう要件を緩和する。



## (3) 労使協定による専業主婦（夫）取得除外規定の廃止

- 労使協定を定めることにより、配偶者が専業主婦（夫）である場合等、常態として子を養育することができる労働者からの育児休業取得の申出を事業主が拒むことを可能としている制度を廃止する。

[ホーム](#) | [新着情報](#) | [窓口一覧](#) | [よくあるご質問](#) | [ご意見](#) | [リンク集](#) | [サイトマップ](#)

統計調査結果

厚生労働省報道発表

平成19年10月16日

(照会先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課母子家庭等自立支援室

担当係：母子係

電話：03-5253-1111(7892)

平成18年度

# 全国母子世帯等調査結果報告

(平成18年11月1日現在)

平成19年10月

厚生労働省  
雇用均等・児童家庭局

## 目次

I. [調査の概要\(PDF:91KB\)](#)

II. 主な調査結果

1 [ひとり親世帯になった理由別の世帯構成割合\(PDF:81KB\)](#)

(1) 母子世帯の状況

(2) 父子世帯の状況

- 2 ひとり親世帯になった時の親及び末子の年齢(PDF:69KB)
  - (1)親の年齢
  - (2)末子の年齢
- 3 調査時点におけるひとり親世帯の親及び末子の年齢等(PDF:79KB)
  - (1)親の年齢
  - (2)末子の年齢
- 4 世帯の状況(PDF:64KB)
  - (1)世帯人員
  - (2)母子世帯の世帯構成
- 5 住居の状況(PDF:54KB)
- 6 ひとり親世帯になる前の親の就業状況(PDF:66KB)
- 7 調査時点における親の就業状況(PDF:121KB)
  - (1)親の就業状況
  - (2)仕事の内容の構成割合
  - (3)末子の年齢階級の構成割合
- 8 母子世帯になる前に不就業だった母の調査時点における就業状況(PDF:51KB)
- 9 母子世帯の母の現在有している主な資格(PDF:69KB)
  - (1)資格の有無等
  - (2)資格の種類
- 10 母子世帯の母の勤務先事業所の規模(PDF:44KB)
- 11 ひとり親世帯の親の帰宅時間(PDF:64KB)
  - (1)帰宅時間
  - (2)就業上の地位別の構成割合
- 12 母子世帯の母の離婚を契機とした転職(PDF:58KB)
- 13 母子世帯の母の転職希望(PDF:86KB)
- 14 母子世帯の母で就業していない者の就業希望等(PDF:55KB)
- 15 ひとり親世帯の平成17年の年間収入(PDF:150KB)
  - (1)平均年間収入等
  - (2)就労収入の構成割合
  - (3)母子世帯になってからの期間と年間収入
  - (4)母子世帯の末子の状況別年間収入
  - (5)母子世帯の預貯金額
  - (6)社会保険の加入状況
- 16 離婚母子世帯における父親からの養育費の状況(PDF:175KB)
  - (1)相談相手
  - (2)養育費の取り決め
  - (3)養育費の受給状況
- 17 ひとり親世帯の子どもの数別世帯の状況(PDF:42KB)
- 18 就学状況別にみた子どもの状況(20歳未満の児童)(PDF:55KB)
- 19 小学校入学前児童の保育状況(PDF:51KB)
- 20 公的制度等の利用状況(PDF:102KB)
- 21 ひとり親世帯等の悩み等(PDF:102KB)
  - (1)子どもについての悩み
  - (2)ひとり親等の困っていること

(3)相談相手について

(参考)養育者世帯の状況(PDF:86KB)

PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。  
Adobe Readerは無料で配布されています。

(次のアイコンをクリックしてください。)



---

[トップへ](#)

---

[統計調査結果](#)   [厚生労働省ホームページ](#)

## I. 調査の概要

### 1. 調査の目的

この調査は、全国の母子世帯、父子世帯及び養育者世帯の生活の実態を把握し、これら母子世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とした。

### 2. 調査の対象及び客体

全国の母子世帯、父子世帯及び養育者世帯を対象として、平成12年国勢調査により設定された調査地区から無作為に抽出した1,800地区の対象世帯及びその世帯員を客体とした。

#### ・集計客体総数

母子世帯…………… 1,517世帯

父子世帯…………… 199世帯

養育者世帯…………… 30世帯

#### ・母子世帯等の定義

母子世帯……………父のいない児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯。

父子世帯……………母のいない児童がその父によって養育されている世帯。

養育者世帯……………父母ともにいない児童が養育者（祖父母等）に養育されている世帯。

### 3. 調査の実施主体

調査の実施主体は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局とし、各都道府県、指定都市及び中核市に委託して実施した。

### 4. 調査の方法

都道府県知事（指定都市市長、中核市市長）が任命した調査員が、福祉事務所の指導監督の下に調査地区内の対象世帯を訪問して、調査票を手渡し、郵送により調査票の回収を行った。

### 5. 調査の集計

調査結果に掲載の数値は、平成18年11月1日現在の数値であり、調査の集計は、雇用均等・児童家庭局において行った。

### 6. 表中の標記について

- ・（ ）は、百分率を表し、小数点以下第2位を四捨五入している。
- ・今回調査から新たに設けた項目には、それ以前の調査の欄を\*印とした。
- ・なお、（参考）として平成19年4月1日現在児童扶養手当を受給している母子世帯についての状況（雇用均等・児童家庭局調べ）を記載している。

## II. 主な調査結果

### 1 ひとり親世帯になった理由別の世帯構成割合

#### (1) 母子世帯の状況

母子世帯になった理由別の構成割合は、前回調査に比べて死別世帯が 2.3 %減少する一方、生別世帯が 1.8 %増加しており全体の約 9 割を占めている。

#### (2) 父子世帯の状況

父子世帯になった理由別の構成割合は、前回調査に比べて死別世帯が 2.9 %増加する一方、生別世帯が 2.8 %減少しているが、生別世帯が全体の約 8 割を占めている。

表 1-1) 母子世帯になった理由別 構成割合の推移

調査年次	総数	死別	生別						不詳
			総数	離婚	未婚の母	遺棄	行方不明	その他	
昭和58	(100.0)	( 36.1)	( 63.9)	( 49.1)	( 5.3)	*	*	( 9.5)	( - )
63	(100.0)	( 29.7)	( 70.3)	( 62.3)	( 3.6)	*	*	( 4.4)	( - )
平成5	(100.0)	( 24.6)	( 73.2)	( 64.3)	( 4.7)	*	*	( 4.2)	( 2.2)
10	(100.0)	( 18.7)	( 79.9)	( 68.4)	( 7.3)	*	*	( 4.2)	( 1.4)
15	(100.0)	( 12.0)	( 87.8)	( 79.9)	( 5.8)	( 0.4)	( 0.6)	( 1.2)	( 0.2)
18	1,517 (100.0)	147 ( 9.7)	1,359 ( 89.6)	1,209 ( 79.7)	102 ( 6.7)	2 ( 0.1)	11 ( 0.7)	35 ( 2.3)	11 ( 0.7)

表 1-2) 父子世帯になった理由別 構成割合の推移

調査年次	総数	死別	生別						不詳
			総数	離婚	-	遺棄	行方不明	その他	
昭和58	(100.0)	( 40.0)	( 60.1)	( 54.2)	-	*	*	( 5.8)	( - )
63	(100.0)	( 35.9)	( 64.1)	( 55.4)	-	*	*	( 8.7)	( - )
平成5	(100.0)	( 32.2)	( 65.6)	( 62.6)	-	*	*	( 2.9)	( 2.2)
10	(100.0)	( 31.8)	( 64.9)	( 57.1)	-	*	*	( 7.8)	( 3.3)
15	(100.0)	( 19.2)	( 80.2)	( 74.2)	-	( 0.5)	( 0.5)	( 4.9)	( 0.6)
18	199 (100.0)	44 ( 22.1)	154 ( 77.4)	148 ( 74.4)	-	-	1 ( 0.5)	5 ( 2.5)	1 ( 0.5)

### 3 調査時点におけるひとり親世帯の親及び末子の年齢等

#### (1) 親の年齢

ア 調査時点における母子世帯の母の平均年齢は 39.4 歳となっている。年齢階級別で見ると「40～49歳」が最も多く、「30～39歳」がこれに次いでいる。

イ 父子世帯の父の平均年齢は 43.1 歳となっている。

表 3-(1)-1 母の年齢階級別状況

	総 数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不 詳	平均年齢
平成15年	(100.0)	( 0.1)	( 10.9)	( 38.6)	( 39.0)	( 9.1)	( 0.4)	( 1.9)	39.1歳
平成18年 総 数	1,517 (100.0)	2 ( 0.1)	160 ( 10.5)	588 ( 38.8)	620 ( 40.9)	131 ( 8.6)	4 ( 0.3)	12 ( 0.8)	39.4歳
死 別	147 (100.0)	- ( - )	2 ( 1.4)	32 ( 21.8)	78 ( 53.1)	34 ( 23.1)	- ( - )	1 ( 0.7)	44.5歳
生 別	1,359 (100.0)	2 ( 0.1)	157 ( 11.6)	553 ( 40.7)	539 ( 39.7)	95 ( 7.0)	4 ( 0.3)	9 ( 0.7)	38.8歳

(参考) 児童扶養手当受給者の年齢階級別・受給期間別状況

	総 数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不 詳	平均年齢
総 数	50,891 (100.0)	96 ( 0.2)	6,897 ( 13.5)	23,950 ( 47.1)	17,154 ( 33.7)	2,383 ( 4.7)	43 ( 0.1)	368 ( 0.7)	37.5歳
5年 受給者	3,146 (100.0)	- ( - )	274 ( 8.7)	1,621 ( 51.5)	1,114 ( 35.4)	120 ( 3.8)	3 ( 0.1)	14 ( 0.5)	38.0歳
5年以上 受給者	16,758 (100.0)	- ( - )	624 ( 3.7)	7,172 ( 42.8)	7,603 ( 45.4)	1,268 ( 7.5)	28 ( 0.2)	63 ( 0.4)	40.3歳

(注) 5年受給者とは、平成13年度に手当を受給し始めた者をいい、5年以上受給者とは、平成13年度以前から手当を受給している者をいう。

表 3-(1)-2 父の年齢階級別状況

	総 数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不 詳	平均年齢
平成15年	(100.0)	( - )	( 7.1)	( 24.7)	( 37.9)	( 26.4)	( 3.3)	( 0.6)	44.1歳
平成18年 総 数	199 (100.0)	- ( - )	12 ( 6.0)	48 ( 24.1)	88 ( 44.2)	45 ( 22.6)	3 ( 1.5)	3 ( 1.5)	43.1歳

(2) 末子の年齢

ア 調査時点における母子世帯の末子の平均年齢は 10.5 歳となっている。

イ また、調査時点における父子世帯の末子の平均年齢は 11.5 歳となっている。

表 3-(2)-1 母子世帯の末子の年齢階級別状況

	総 数	0~2 歳	3~5 歳	6~8 歳	9~11歳	12~14歳	15~17歳	18・19歳	不 詳	平均年齢
平成15年	(100.0)	( 7.8)	( 14.5)	( 16.0)	( 17.5)	( 16.4)	( 17.6)	( 7.9)	( 2.2)	10.2歳
平成18年 総 数	1,517 (100.0)	87 ( 5.7)	206 ( 13.6)	264 ( 17.4)	288 ( 19.0)	270 ( 17.8)	269 ( 17.7)	129 ( 8.5)	4 ( 0.3)	10.5歳
死 別	147 (100.0)	3 ( 2.0)	10 ( 6.8)	14 ( 9.5)	26 ( 17.7)	31 ( 21.1)	32 ( 21.8)	30 ( 20.4)	1 ( 0.7)	12.7歳
生 別	1,359 (100.0)	83 ( 6.1)	195 ( 14.3)	249 ( 18.3)	259 ( 19.1)	239 ( 17.6)	237 ( 17.4)	96 ( 7.1)	1 ( 0.1)	10.2歳

(参考) 児童扶養手当受給者(平成19年4月1日現在)の世帯の末子の年齢階級別・受給期間別状況

	総 数	8歳未満	8歳以上
総 数	50,587 (100.0)	18,913 ( 37.3)	31,674 ( 62.7)
受給期間 5年未満	33,848 ( 66.9)	17,022 ( 33.6)	16,826 ( 33.3)
受給期間 5年以上	16,739 ( 33.1)	1,891 ( 3.7)	14,848 ( 29.4)

表 3-(2)-2 父子世帯の末子の年齢階級別状況

	総 数	0~2 歳	3~5 歳	6~8 歳	9~11歳	12~14歳	15~17歳	18・19歳	不 詳	平均年齢
平成15年	(100.0)	( 0.5)	( 11.5)	( 15.4)	( 15.4)	( 19.8)	( 19.8)	( 15.4)	( 2.2)	11.9歳
平成18年 総 数	199 (100.0)	6 ( 3.0)	18 ( 9.0)	30 ( 15.1)	35 ( 17.6)	49 ( 24.6)	41 ( 20.6)	19 ( 9.5)	1 ( 0.5)	11.5歳

#### 4 世帯の状況

##### (1) 世帯人員

ア 母子世帯の平均世帯人員は、3.30 人となっており、前回調査と比べ、0.06 人減少している。

イ 一方、父子世帯の平均世帯人員は、4.02 人となっており、母子世帯より多くなっている。

表4-(1)-1 母子世帯の世帯人員

	総数	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	平均世帯人員
平成15年	(100.0)	(30.1)	(35.3)	(18.1)	(8.3)	(4.8)	(3.3)	3.36人
平成18年 総数	1,517 (100.0)	524 (34.5)	479 (31.6)	260 (17.1)	140 (9.2)	59 (3.9)	55 (3.6)	3.30人
死別	147 (100.0)	51 (34.7)	52 (35.4)	20 (13.6)	11 (7.5)	7 (4.8)	6 (4.1)	3.29人
生別	1,359 (100.0)	469 (34.5)	424 (31.2)	239 (17.6)	127 (9.3)	52 (3.8)	48 (3.5)	3.30人

(注) 「世帯人員」とは、本人と子、両親、兄弟姉妹、祖父母等を含めた人員。以下同じ。

表4-(1)-2 父子世帯の世帯人員

	総数	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	平均世帯人員
平成15年	(100.0)	(18.7)	(28.0)	(23.1)	(12.1)	(11.0)	(7.1)	3.97人
平成18年 総数	199 (100.0)	36 (18.1)	57 (28.6)	43 (21.6)	29 (14.6)	16 (8.0)	18 (9.0)	4.02人

##### (2) 母子世帯の世帯構成

子ども以外の同居者がいる母子世帯は 32.5 %となっており、「親と同居」が 28.2 %と最も多い。

表4-(2) 世帯の構成

	総数	母子のみ	同居者あり	同居者の種別 (割合は総数との対比)			
				親と同居	兄弟姉妹	祖父母	その他
平成15年	(100.0)	(62.7)	(37.3)	(24.8)	(8.6)	(3.7)	(14.5)
平成18年 総数	1,517 (100.0)	1,024 (67.5)	493 (32.5)	428 (28.2)	139 (9.2)	52 (3.4)	64 (4.2)
死別	147 (100.0)	99 (67.3)	48 (32.7)	30 (20.4)	7 (4.8)	5 (3.4)	19 (12.9)
生別	1,359 (100.0)	918 (67.5)	441 (32.5)	394 (29.0)	131 (9.6)	47 (3.5)	45 (3.3)

(注) 同居者の種別については複数回答。

5 住居の状況

ア 母子世帯では、「持ち家」に居住している世帯は 34.7 %となっており、「母本人の名義の持ち家」に居住している世帯は 10.9 %となっている。

イ 父子世帯では、「持ち家」に居住している世帯は 58.3 %となっている。

表 5-1 母子世帯の住居所有状況

	総数	持ち家		借家等				
		うち 本人名義	うち 本人名義	公営住宅	公社・ 公団住宅	借家	同居	その他
平成18年 総数	1,517 (100.0)	527 (34.7)	166 (10.9)	227 (15.0)	41 (2.7)	461 (30.4)	120 (7.9)	141 (9.3)
死別	147 (100.0)	94 (64.0)	57 (38.8)	17 (11.6)	1 (0.7)	25 (17.0)	9 (6.1)	1 (0.7)
生別	1,359 (100.0)	431 (31.7)	108 (7.9)	207 (15.2)	40 (2.9)	434 (31.9)	110 (8.1)	137 (10.1)

表 5-2 父子世帯の住居所有状況

	総数	持ち家	借家等				
			公営住宅	公社・ 公団住宅	借家	同居	その他
平成18年 総数	199 (100.0)	116 (58.3)	13 (6.5)	3 (1.5)	22 (11.1)	36 (18.1)	9 (4.5)

6 ひとり親世帯になる前の親の就業状況

ア 母子世帯になる前に、母の 69.3 %が就業しており、このうち「臨時・パート」が 48.9 %と最も多く、次いで「常用雇用者」が 28.7 %となっている。

イ また、父子世帯になる前に、父の 98.0 %が就業しており、このうち「常用雇用者」は 75.4 %となっている。

表 6-1 母子世帯になる前の母の就業状況

	総数	就業していた	従業上の地位						不就業	不詳
			事業主	常用雇用者	臨時・パート	派遣社員	家族従業者	その他		
平成15年	(100.0)	(66.9)							(32.5)	(0.6)
		(100.0)	(7.3)	(30.3)	(50.5)	(1.8)	(4.9)	(5.1)		
平成18年 総数	1,517 (100.0)	1,052 (69.3)	62 (5.9)	302 (28.7)	514 (48.9)	31 (2.9)	72 (6.8)	71 (6.7)	446 (29.4)	19 (1.3)

表 6-2 父子世帯になる前の父の就業状況

	総数	就業していた	従業上の地位						不就業	不詳
			事業主	常用雇用者	臨時・パート	派遣社員	家族従業者	その他		
平成15年	(100.0)	(98.4)							(1.1)	(0.5)
		(100.0)	(12.8)	(79.9)	(1.7)	(1.1)	(3.4)	(1.1)		
平成18年 総数	199 (100.0)	195 (98.0)	32 (16.4)	147 (75.4)	5 (2.6)	4 (2.1)	5 (2.6)	2 (1.0)	1 (0.5)	3 (1.5)

(注) ・「事業主」とは、農業主、商店主、著述家など一定の店舗、事務所によって事業を行っている者等をいい、「常用雇用者」とは、会社、団体、官公庁など雇用期間について特段の定めがない、あるいは1年を超える期間を定めて雇われる者をいい、「臨時・パート」とは、日々または1年未満の期間を定めて雇われている者をいう。

・「その他」は、内職・手伝い、有償ボランティア等である。

※「事業主」、「常用雇用者」、「臨時・パート」の用語の定義は以下同じ。

7 調査時点における親の就業状況

(1) 親の就業状況

ア 母子世帯の母の 84.5 %が就業しており、このうち「臨時・パート」が 43.6 %と最も多く、次いで「常用雇用者」が 42.5 %となっており、前回調査と比べて「常用雇用者」の割合が 3.3 %増加し、「臨時・パート」が 5.4 %減少している。

イ 父子世帯の父の 97.5 %が就業しており、このうち「常用雇用者」が 72.2 %、「事業主」が 16.5 %、「臨時・パート」が 3.6 %となっている。

前回調査と比較すると「不就業」と答えた者の割合は、母子世帯、父子世帯とも減少している。

表 7-(1)-1 母の就業状況

	総数	就業している	従業上の地位						不就業	不詳
			事業主	常用雇用者	臨時・パート	派遣社員	家族従業者	その他		
平成15年 総数	(100.0)	( 83.0) (100.0)	( 4.2)	( 39.2)	( 49.0)	( 4.4)	( 1.5)	( 1.7)	( 16.7)	( 0.3)
死別	(100.0)	( 74.3) (100.0)	( 6.5)	( 31.5)	( 53.2)	( 2.4)	( 3.2)	( 3.2)	( 25.7)	( - )
生別	(100.0)	( 84.3) (100.0)	( 4.0)	( 40.0)	( 48.5)	( 4.7)	( 1.3)	( 1.6)	( 15.4)	( 0.4)
平成18年 総数	1,517 (100.0)	1,282 ( 84.5) (100.0)	51 ( 4.0)	545 ( 42.5)	559 ( 43.6)	66 ( 5.1)	16 ( 1.2)	45 ( 3.5)	221 ( 14.6)	14 ( 0.9)
死別	147 (100.0)	112 ( 76.2) (100.0)	6 ( 5.4)	43 ( 38.4)	53 ( 47.3)	4 ( 3.6)	1 ( 0.9)	5 ( 4.5)	33 ( 22.4)	2 ( 1.4)
生別	1,359 (100.0)	1,160 ( 85.4) (100.0)	44 ( 3.8)	500 ( 43.1)	502 ( 43.3)	62 ( 5.3)	15 ( 1.3)	37 ( 3.2)	188 ( 13.8)	11 ( 0.8)

表 7-(1)-2 父の就業状況

	総数	就業している	従業上の地位						不就業	不詳
			事業主	常用雇用者	臨時・パート	派遣社員	家族従業者	その他		
平成15年	(100.0)	( 91.2) (100.0)	( 15.1)	( 75.9)	( 1.8)	( 1.8)	( 3.6)	( 1.8)	( 8.2)	( 0.6)
平成18年 総数	199 (100.0)	194 ( 97.5) (100.0)	32 ( 16.5)	140 ( 72.2)	7 ( 3.6)	5 ( 2.6)	6 ( 3.1)	4 ( 2.1)	5 ( 2.5)	- ( - )

(2) 仕事の内容の構成割合

ア 就業している母子世帯の母の従事している仕事の内容は、「事務」が 25.2 %と最も多く、次いで「サービス職業」、「専門的・技術的職業」、「販売」の順となっている。このうち、「常用雇用者」では、「事務」が 30.8 %と最も多く、一方、「臨時・パート」では、「サービス職業」が 26.8 %と最も多くなっている。

イ 就業している父子世帯の父の従事している仕事の内容は、「技能工・生産工程及び労務」が 24.7 %と最も多く、次いで「専門的・技能的職業」、「管理的職業」、「運輸・通信」となっている。このうち、「常用雇用者」では、「技能工・生産工程及び労務」が 27.9 %と最も多くなっている。

表 7-(2)-1 就業している母の地位別仕事内容の構成割合

	総 数	専門的・ 技術的職業	管理的 職 業	事 務	販 売	農林・漁業	運輸・通信	技能工・生産 工程及び労務
平成15年	(100.0)	( 15.4)	( 0.5)	( 24.3)	( 14.6)	( 0.5)	( 1.4)	( 11.9)
平成18年 総 数	1,282 (100.0)	228 ( 17.8)	17 ( 1.3)	323 ( 25.2)	147 ( 11.5)	7 ( 0.5)	22 ( 1.7)	125 ( 9.8)
常用雇用者	545 (100.0)	154 ( 28.3)	13 ( 2.4)	168 ( 30.8)	46 ( 8.4)	1 ( 0.2)	14 ( 2.6)	41 ( 7.5)
臨時・ パート	559 (100.0)	53 ( 9.5)	2 ( 0.4)	116 ( 20.8)	88 ( 15.7)	5 ( 0.9)	6 ( 1.1)	58 ( 10.4)

保 安 職 業	サービ ス職業	在宅 就業者	個人 事業主	その他	不 詳
( 0.3)	( 23.7)	( 0.8)	( 2.1)	( 4.4)	( - )
3 ( 0.2)	251 ( 19.6)	8 ( 0.6)	24 ( 1.9)	83 ( 6.5)	44 ( 3.4)
2 ( 0.4)	72 ( 13.2)	- ( - )	5 ( 0.9)	21 ( 3.9)	8 ( 1.5)
1 ( 0.2)	150 ( 26.8)	1 ( 0.2)	2 ( 0.4)	48 ( 8.6)	29 ( 5.2)

(注) 「サービス職業」とは、家政婦、ホームヘルパー、理美容師、調理人、ウェイトレス、介護職員等種々のサービスを提供する職業をいう。

※ 「サービス職業」の用語の定義は以下同じ。

表7-(2)-2 就業している父の地位別仕事内容の構成割合

	総数	専門的・ 技術的職業	管理的 職業	事務	販売	農林・漁業	運輸・通信	技能工・生産 工程及び労務
平成15年	(100.0)	( 18.7)	( 8.4)	( 9.0)	( 4.8)	( 3.6)	( 14.5)	( 22.3)
平成18年 総数	194 (100.0)	45 ( 23.2)	24 ( 12.4)	9 ( 4.6)	8 ( 4.1)	8 ( 4.1)	17 ( 8.8)	48 ( 24.7)
常用雇用者	140 (100.0)	37 ( 26.4)	19 ( 13.6)	9 ( 6.4)	5 ( 3.6)	2 ( 1.4)	14 ( 10.0)	39 ( 27.9)

保 安 職 業	サービ ス職 業	在宅 就業者	個人 事業主	その他	不 詳
( 1.8)	( 4.8)	( * )	( * )	( 12.0)	( - )
2 ( 1.0)	13 ( 6.7)	* ( * )	9 ( 4.6)	6 ( 3.1)	5 ( 2.6)
2 ( 1.4)	7 ( 5.0)	* ( * )	- ( - )	3 ( 2.1)	3 ( 2.1)

(3) 末子の年齢階級の構成割合

母子世帯では、末子の年齢が高くなるにつれて、「常用雇用者」の割合が増加し、「臨時・パート」の割合が減少する傾向が見られる。

表7-(3)-1 就業している母の地位別末子の年齢階級の構成割合

	総数	0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18・19歳	不 詳
平成18年 総数	1,282 (100.0)	55 (100.0)	165 (100.0)	222 (100.0)	246 (100.0)	237 (100.0)	243 (100.0)	111 (100.0)	3 (100.0)
常用 雇用者	545 ( 42.5)	19 ( 34.5)	49 ( 29.7)	96 ( 43.2)	106 ( 43.1)	104 ( 43.9)	111 ( 45.7)	59 ( 53.2)	1 ( 33.3)
臨時・ パート	559 ( 43.6)	31 ( 56.4)	90 ( 54.5)	99 ( 44.6)	111 ( 45.1)	103 ( 43.5)	93 ( 38.3)	31 ( 27.9)	1 ( 33.3)

表7-(3)-2 就業している父の地位別末子の年齢階級の構成割合

	総数	0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18・19歳	不 詳
平成18年 総数	194 (100.0)	6 (100.0)	18 (100.0)	29 (100.0)	33 (100.0)	47 (100.0)	41 (100.0)	19 (100.0)	1 (100.0)
常用 雇用者	140 ( 72.2)	5 ( 83.3)	11 ( 61.1)	24 ( 82.8)	23 ( 69.7)	32 ( 68.1)	30 ( 73.2)	14 ( 73.7)	1 (100.0)

8 母子世帯になる前に不就業だった母の調査時点における就業状況

母子世帯になる前に不就業であった母のうち、75.6%が現在就業しており、このうち「臨時・パート」が51.6%と最も多くなっている。前回調査と比較して、「臨時・パート」の割合が5.5%減少し、「常用雇用者」の割合が3.8%増加している。

表8 母子世帯になる前に不就業だった母の調査時における就業状況

	総数	就業している	従業上の地位					不就業	不詳	
			事業主	常用雇用者	臨時・パート	派遣社員	家族従業者			その他
平成15年	(100.0)	(73.7) (100.0)	(1.8)	(33.9)	(57.1)	(4.8)	(1.7)	(0.6)	(26.3)	(-)
平成18年 総数	446 (100.0)	337 (75.6) (100.0)	7 (2.1)	127 (37.7)	174 (51.6)	13 (3.9)	2 (0.6)	14 (4.2)	106 (23.8)	3 (0.7)

9 母子世帯の母の現在有している主な資格

(1) 資格の有無等

現在就業している母子世帯の母で、現在資格を有していると回答があった割合は 56.9 %と、前回調査と比べ、4.7 %増加している。そのうち、その資格が現在の仕事に役立っていると回答した者の割合は、76.6 %と、前回調査と比べ、19.4 %増加している。

表9-(1)-1 資格の有無等

	資格あり	資格なし	不詳
平成15年	( 52.2 )	( 47.8 )	( - )
平成18年	729 ( 56.9 )	535 ( 41.7 )	18 ( 1.4 )

表9-(1)-2 資格が役立っているか否か

	資格が役立っている	資格が役立っていない
平成15年	( 57.2 )	( 42.8 )
平成18年	( 76.6 )	( 23.4 )

(注) 表中の割合は不詳を除いた割合である。

(2) 資格の種類

資格の種類別にみたと、**「役に立っている」との答えのあった資格は、「介護福祉士」が 94.7 %と最も高く、次いで「看護師」が 90.2 %、「保育士」が 76.5 %、「調理師」が 75.0 %の順となっている。**

表9-(2) 資格の有無等 (資格の種類別)

	資格あり			不詳
		資格が役立っている	資格が役立っていない	
簿記	207 ( 16.1 )	( 58.9 )	( 27.5 )	( 13.5 )
ホームヘルパー	158 ( 12.3 )	( 71.5 )	( 17.1 )	( 11.4 )
看護師	82 ( 6.4 )	( 90.2 )	( 1.2 )	( 8.5 )
パソコン	89 ( 6.9 )	( 74.2 )	( 14.6 )	( 11.2 )
調理師	48 ( 3.7 )	( 75.0 )	( 12.5 )	( 12.5 )
保育士	51 ( 4.0 )	( 76.5 )	( 15.7 )	( 7.8 )
教員	47 ( 3.7 )	( 63.8 )	( 21.3 )	( 14.9 )
理・美容師	30 ( 2.3 )	( 66.7 )	( 16.7 )	( 16.7 )
栄養士	19 ( 1.5 )	( 52.6 )	( 42.1 )	( 5.3 )
外国語	28 ( 2.2 )	( 67.9 )	( 21.4 )	( 10.7 )
介護福祉士	19 ( 1.5 )	( 94.7 )	( 5.3 )	( - )
その他	238 ( 18.6 )	( 68.5 )	( 23.5 )	( 8.0 )

(注) ・資格の種類については複数回答。

・資格ありの下段の割合は、現在就業している母子世帯の母のうち、各資格を有している母の割合である。

10 母子世帯の母の勤務先事業所の規模

母子世帯の母が現在就業している事業所の規模としては、「6～29人」が最も多く、300人未満の規模が全体の65.1%となっている。

表10 勤務先の事業所の規模

	総数	1～5人	6～29人	30～99人	100～299人	300～999人	1000人以上又は官公庁	その他	不詳
平成15年	(100.0)	(14.8)	(23.6)	(17.3)	(15.5)	(12.5)	(12.7)	(3.6)	(-)
平成18年 総数	1,282 (100.0)	166 (12.9)	258 (20.1)	214 (16.7)	197 (15.4)	158 (12.3)	196 (15.3)	40 (3.1)	53 (4.1)

11 ひとり親世帯の親の帰宅時間

(1) 帰宅時間

母子世帯の母では「午後6～8時」に帰宅する者が37.9%、父子世帯の父の帰宅時間では「午後6～8時」が40.7%となっており、それぞれ最も多くなっている。

表11-1 就業者の帰宅時間

	総数	午後6時以前	午後6～8時	午後8～10時	午後10～12時	深夜・早朝	一定でない	不詳
母子世帯	平成15年 (100.0)	(41.0)	(35.0)	(6.7)	(5.1)		(12.2)	(-)
	平成18年 1,282 (100.0)	478 (37.3)	486 (37.9)	71 (5.5)	35 (2.7)	47 (3.7)	152 (11.9)	13 (1.0)
父子世帯	平成15年 (100.0)	(16.9)	(44.0)	(18.7)	(10.8)		(9.6)	(-)
	平成18年 194 (100.0)	39 (20.1)	79 (40.7)	29 (14.9)	13 (6.7)		29 (14.9)	5 (2.6)

(2) 就業上の地位別の構成割合

ア 就業している母のうち「臨時・パート」の帰宅時間は「午後6時以前」が54.6%と最も多くなっている。

イ また、「常用雇用者」の帰宅時間は母子世帯と父子世帯ともに「午後6～8時」が最も多くなっている。

表11-2-1 現在就業している母の地位別帰宅時間の構成割合

	総数	午後6時以前	午後6～8時	午後8～10時	午後10～12時	深夜・早朝	一定でない	不詳
平成18年 総数	1,282 (100.0)	478 (37.3)	486 (37.9)	71 (5.5)	35 (2.7)	47 (3.7)	152 (11.9)	13 (1.0)
常用 雇用者	545 (100.0)	127 (23.3)	279 (51.2)	30 (5.5)	8 (1.5)	10 (1.8)	91 (16.7)	- (-)
臨時・ パート	559 (100.0)	305 (54.6)	146 (26.1)	28 (5.0)	8 (1.4)	22 (3.9)	47 (8.4)	3 (0.5)

表11-2-2 現在就業している父の地位別帰宅時間の構成割合

	総数	午後6時以前	午後6～8時	午後8～10時	午後10時以降	一定でない	不詳
平成18年 総数	194 (100.0)	39 (20.1)	79 (40.7)	29 (14.9)	13 (6.7)	29 (14.9)	5 (2.6)
常用 雇用者	140 (100.0)	19 (13.6)	61 (43.6)	22 (15.7)	10 (7.1)	25 (17.9)	3 (2.1)

12 母子世帯の母の離婚を契機とした転職

ア 母子世帯になる前に就業していた者のうち、離婚を契機に転職をした者が 50.5 %となっている。

イ 仕事を変えた理由として、「収入がよくない」が 32.0 %と最も多くなっている。

表12-1 離婚を契機とした母の転職の有無

総 数	転職した	転職していない	不 詳
平成18年 1,052 (100.0)	531 ( 50.5)	463 ( 44.0)	58 ( 5.5)

表12-2 仕事を変えた理由

総 数	収入がよくない	勤め先が自宅から遠い	労働時間があわない	健康がすぐれない	社会保険がな い又は不十分	身分が安定 していない
平成18年 531 ( 100.0)	170 ( 32.0)	59 ( 11.1)	59 ( 11.1)	32 ( 6.0)	18 ( 3.4)	15 ( 2.8)

職場環境になじめない	仕事の内容がよくない	休みが少ない	経験や能力が 発揮できない	そ の 他	不 詳
6 ( 1.1)	8 ( 1.5)	3 ( 0.6)	6 ( 1.1)	154 ( 29.0)	1 ( 0.2)

13 母子世帯の母の転職希望

ア 母子世帯の母で現在就業している者のうち、「仕事を続けたい」と回答した者が 62.6 %、「仕事を变えたい」と回答した者が 33.8 %となっている。

イ 従業上の地位が「常用雇用者」である者のうち、「仕事を变えたい」と回答した者が 29.0 %となっており、「臨時・パート」である者のうち、「仕事を变えたい」と回答した者が 39.7 %となっている。

ウ また、年齢が低い者の方が高い者と比べ「仕事を变えたい」と回答する割合が高い傾向が見られる。

エ 仕事を变えたい理由は、「収入がよくない」が 49.7 %と最も多い。

表13-1 母の転職希望の有無

総数	仕事を続けたい	仕事を变えたい	仕事をやめたい	不詳
平成15年 (100.0)	( 64.2)	( 34.8)	( 1.0)	( - )
平成18年 1,282 (100.0)	802 ( 62.6)	433 ( 33.8)	9 ( 0.7)	38 ( 3.0)

表13-2 母の転職希望の有無(従業上の地位別)

	総数	事業主	常用雇用者	臨時・パート	派遣社員	家族従事者	その他
平成18年 総数	1,282 (100.0)	51 (100.0)	545 (100.0)	559 (100.0)	66 (100.0)	16 (100.0)	45 (100.0)
仕事を続けたい	802 ( 62.6)	37 ( 72.5)	374 ( 68.6)	316 ( 56.5)	37 ( 56.1)	12 ( 75.0)	26 ( 57.8)
仕事を变えたい	433 ( 33.8)	12 ( 23.5)	158 ( 29.0)	222 ( 39.7)	27 ( 40.9)	4 ( 25.0)	10 ( 22.2)
仕事をやめたい	9 ( 0.7)	1 ( 2.0)	3 ( 0.6)	4 ( 0.7)	- ( - )	- ( - )	1 ( 2.2)
不詳	38 ( 3.0)	1 ( 2.0)	10 ( 1.8)	17 ( 3.0)	2 ( 3.0)	- ( - )	8 ( 17.8)

表13-3 母の転職希望の有無（年齢階級別）

	総数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不詳
平成18年 総数	1,282 (100.0)	- (-)	123 (100.0)	493 (100.0)	541 (100.0)	114 (100.0)	3 (100.0)	8 (100.0)
仕事を続けたい	802 (62.6)	- (-)	75 (61.0)	281 (57.0)	357 (66.0)	81 (71.1)	3 (100.0)	5 (62.5)
仕事を变えたい	433 (33.8)	- (-)	47 (38.2)	192 (38.9)	164 (30.3)	27 (23.7)	- (-)	3 (37.5)
仕事をやめたい	9 (0.7)	- (-)	- (-)	4 (0.8)	3 (0.6)	2 (1.8)	- (-)	- (-)
不詳	38 (3.0)	- (-)	1 (0.8)	16 (3.2)	17 (3.1)	4 (3.5)	- (-)	- (-)

表13-4 仕事を变えたい理由

総数	収入がよくない	勤め先が自宅から遠い	労働時間があわない	健康がすぐれない	社会保険がない又は不十分	身分が安定していない
平成15年 (100.0)	(54.5)	(8.7)	(8.0)	(5.7)	(4.5)	(3.7)
平成18年 433 (100.0)	215 (49.7)	20 (4.6)	34 (7.9)	31 (7.2)	29 (6.7)	24 (5.5)

職場環境になじめない	仕事の内容がよくない	休みが少ない	経験や能力が発揮できない	その他
(3.0)	(2.7)	(2.7)	(1.2)	(5.2)
10 (2.3)	8 (1.8)	14 (3.2)	10 (2.3)	38 (8.8)

1 4 世帯の母で就業していない者の就業希望等

ア 母子世帯の母で不就業の者のうち、「就職したい」と回答した者が、78.7 %となっている。

イ また、就業希望を持っている者のうち、就職していない(できない)理由として、「求職中」が 33.3 %と最も多く、次いで「病気(病弱)で働けない」が 25.9 %、「子どもの世話をしてくれる人がいない」が 12.6 %となっている。

表 1 4 - 1 不就業中の母の就職希望の有無

総 数	就職したい	就職は考えていない	不 詳
平成15年 (100.0)	( 86.2)	( 13.8)	( - )
平成18年 221 (100.0)	174 ( 78.7)	40 ( 18.1)	7 ( 3.2)

表 1 4 - 2 不就業中で就職したい者について、就職していない(できない)理由

総 数	求職中	時間について条件の合う仕事がない	収入面で条件の合う仕事がない	年齢的に条件の合う仕事がない	子どもの世話をしてくれる人がいない	病気(病弱)で働けない	職業訓練、技能習得中	その他	不 詳
平成15年 (100.0)	( 33.5)	( 11.5)	( 3.5)	( * )	( 12.5)	( 24.0)	( 3.5)	( 11.5)	( - )
平成18年 174 (100.0)	58 ( 33.3)	10 ( 5.7)	4 ( 2.3)	10 ( 5.7)	22 ( 12.6)	45 ( 25.9)	7 ( 4.0)	14 ( 8.0)	4 ( 2.3)

15 ひとり親世帯の平成17年の年間収入

(1) 平均年間収入等

ア 母子世帯の平成17年の平均年間収入（平均世帯人員 3.30人）は213万円（前回調査 212万円）、平均年間就労収入は171万円（前回調査 162万円）となっている。

イ 一方、父子世帯の平均年間収入（平均世帯人員 4.02人）は421万円（前回調査 390万円）となっている。

表15-(1)-1 平成17年の母子世帯の年間収入状況

		平成14年	平成17年
平均世帯人員		3.36人	3.30人
平均収入		212万円	213万円
就労収入		162万円	171万円
年間収入分布の代表値	第Ⅰ4分位	113万円	118万円
	就労収入	74万円	81万円
	第Ⅱ4分位（中央値）	183万円	187万円
	就労収入	133万円	140万円
	第Ⅲ4分位	276万円	270万円
	就労収入	218万円	221万円
世帯人員1人当たり平均収入金額		63万円	65万円

(注)・平均収入とは、生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代などを加えた全ての収入の額である。

(参考) 全世帯と母子世帯の比較

	全世帯	母子世帯	一般世帯を100とした場合の母子世帯の平均収入
平成14年	589.3万円	212万円	36.0
平成17年	563.8万円	213万円	37.8

(注) 全世帯については国民生活基礎調査の平均所得の数値。

表15-(1)-2 平成17年の父子世帯の年間収入状況

	平成14年	平成17年
平均世帯人員	3.97人	4.02人
平均収入	390万円	421万円
世帯人員1人当たり平均収入金額	98万円	105万円

(2) 就労収入の構成割合

ア 就業している母のうち「常用雇用者」の平均年間就労収入は 257 万円、「臨時・パート」では 113 万円となっている。

イ 仕事の内容別にみると、「専門的・技術的職業」が 278 万円、「事務」が 191 万円、「販売」が 140 万円、「サービス職業」が 139 万円となっている。

ウ 就業している父のうち「常用雇用者」の平均年間就労収入は 431 万円となっている。

表 15-(2)-1 母子世帯の母の年間就労収入の構成割合

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
平成15年	(100.0)	( 35.1)	( 36.1)	( 17.0)	( 6.3)	( 5.5)	162万円
平成18年	1,217 (100.0)	380 ( 31.2)	476 ( 39.1)	215 ( 17.7)	72 ( 5.9)	74 ( 6.1)	171万円

(注) ・「平均年間就労収入」とは、母本人又は父本人の平成17年の年間就労収入である。

※「平均年間就労収入」の用語の定義は以下同じ。

・年間就労収入の総数は不詳を除いた値である。

表 15-(2)-2 現在就業している母の地位別年間就労収入の構成割合

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
平成15年 常用 雇用者	(100.0)	( 7.9)	( 31.7)	( 32.4)	( 14.1)	( 13.9)	252万円
臨時・ パート	(100.0)	( 48.3)	( 44.2)	( 6.0)	( 1.2)	( 0.2)	110万円
平成18年 常用 雇用者	465 (100.0)	33 ( 7.1)	157 ( 33.8)	150 ( 32.3)	60 ( 12.9)	65 ( 14.0)	257万円
臨時・ パート	482 (100.0)	207 ( 42.9)	237 ( 49.2)	35 ( 7.3)	3 ( 0.6)	- ( - )	113万円

(注) 年間就労収入の総数は不詳を除いた値である。

表15-(2)-3 現在就業している母の仕事の内容別年間就労収入の構成割合

	総数	100万円未満	100~200万円未満	200~300万円未満	300~400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
平成18年 専門的・ 技術的職業	191 (100.0)	25 (13.1)	53 (27.7)	43 (22.5)	31 (16.2)	39 (20.4)	278万円
事務	286 (100.0)	60 (21.0)	113 (39.5)	74 (25.9)	20 (7.0)	19 (6.6)	191万円
販売	126 (100.0)	41 (32.5)	66 (52.4)	13 (10.3)	4 (3.2)	2 (1.6)	140万円
サービス 職業	225 (100.0)	78 (34.7)	104 (46.2)	36 (16.0)	4 (1.8)	3 (1.3)	139万円

(注) 総数は不詳を除いた値である。

表15-(2)-4 父子世帯の父の年間就労収入の構成割合

	総数	100万円未満	100~200万円未満	200~300万円未満	300~400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
平成15年 総数	(100.0)	(6.2)	(10.9)	(22.5)	(18.6)	(41.9)	391万円
平成18年 総数	161 (100.0)	7 (4.3)	19 (11.8)	34 (21.1)	28 (17.4)	73 (45.3)	398万円

(注) 総数は不詳を除いた値である。

表15-(2)-5 現在就業している父の地位別年間就労収入の構成割合

	総数	100万円未満	100~200万円未満	200~300万円未満	300~400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
平成15年 常用雇用者	(100.0)	(-)	(6.4)	(21.3)	(21.3)	(51.0)	450万円
平成18年 常用雇用者	121 (100.0)	1 (0.8)	9 (7.4)	26 (21.5)	23 (19.0)	62 (51.2)	431万円

(注) 総数は不詳を除いた値である。

(3) 母子世帯になってからの期間と年間収入

母子世帯になってからの期間と平均年間収入を見ると、「5年未満」が191万円、「5年以上」が236万円と「5年以上」経過した世帯の方が23.6%高くなっている。

表15-(3) 母子世帯になってからの期間と年間収入

	総数	100万円未満	100~200万円未満	200~300万円未満	300~400万円未満	400万円以上	不詳	平均年間収入
平成18年 総数								
5年未満	665 (100.0)	143 (21.5)	241 (36.2)	131 (19.7)	51 (7.7)	40 (6.0)	59 (8.9)	191万円
5年以上	768 (100.0)	93 (12.1)	245 (31.9)	216 (28.1)	77 (10.0)	81 (10.5)	56 (7.3)	236万円

(参考) 児童扶養手当受給者(平成19年4月1日現在)の手当受給後5年間の年間所得等の状況

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
平均所得	45万円	67万円	77万円	84万円	89万円
平均収入	118万円	138万円	150万円	156万円	162万円
平均収入伸率	(100.0)	(116.9)	(127.1)	(132.2)	(137.3)

(注)・平均所得とは、平成13年度から児童扶養手当の受給を開始した者の額あって、平成14年から平成18年までの各年の現況届における控除後の所得額である。

・平均収入とは、平成13年度から児童扶養手当の受給を開始した者の額あって、控除後の所得額に給与所得控除額と社会保険料相当額(8万円)を加えた収入額である。

(4) 母子世帯の末子の状況別年間収入

末子が、小学校入学前の平均年間収入は 177 万円、小学生の平均年間収入は 208 万円、中学生の平均年間収入は 232 万円、高校生の平均年間収入は 248 万円であり、末子の年齢が上がるにつれて平均年間収入が増加している。

表 15-(4) 末子の状況別母子世帯の年間収入

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間収入
総数	平成15年 (100.0)	( 20.3)	( 35.9)	( 23.4)	( 11.1)	( 9.2)	212万円
	平成18年 1,379 (100.0)	261 ( 18.9)	501 ( 36.3)	361 ( 26.2)	130 ( 9.4)	126 ( 9.1)	213万円
小学校入学前	平成15年 (100.0)	( 29.7)	( 36.8)	( 17.3)	( 9.9)	( 6.1)	181万円
	平成18年 312 (100.0)	92 ( 29.5)	123 ( 39.4)	51 ( 16.3)	24 ( 7.7)	22 ( 7.1)	177万円
小学生	平成15年 (100.0)	( 22.1)	( 40.5)	( 21.6)	( 8.7)	( 7.0)	197万円
	平成18年 506 (100.0)	96 ( 19.0)	183 ( 36.2)	143 ( 28.3)	49 ( 9.7)	35 ( 6.9)	208万円
中学生	平成15年 (100.0)	( 12.8)	( 33.5)	( 32.2)	( 11.0)	( 10.5)	233万円
	平成18年 251 (100.0)	37 ( 14.7)	83 ( 33.1)	78 ( 31.1)	26 ( 10.4)	27 ( 10.8)	232万円
高校生	平成15年 (100.0)	( 10.2)	( 31.0)	( 27.9)	( 14.2)	( 16.7)	267万円
	平成18年 227 (100.0)	23 ( 10.1)	83 ( 36.6)	67 ( 29.5)	21 ( 9.3)	33 ( 14.5)	248万円

(注) ・総数は不詳を除いた値である。

・平均年間収入については、上段は平成14年、下段は平成17年の数値である。

(5) 母子世帯の預貯金額

預貯金額の状況は、「50万円未満」が 48.0 %と最も多くなっている。

表 15 - (5) 母子世帯の預貯金額

	総 数	50万円未満	50～100万円 未満	100～200万円 未満	200～300万円 未満	300～400万円 未満	400～500万円 未満
平成18年 総 数	1,517 (100.0)	728 (48.0)	103 (6.8)	127 (8.4)	81 (5.3)	39 (2.6)	10 (0.7)

500～700万円 未満	700～1000 万円未満	1000～1500 万円未満	1500～2000 万円未満	2000～3000 万円未満	3000万円 以上	不 詳
38 (2.5)	9 (0.6)	26 (1.7)	7 (0.5)	12 (0.8)	17 (1.1)	320 (21.1)

(6) 社会保険の加入状況

ア 母子世帯について、社会保険に加入していると回答した世帯の割合は、「雇用保険」は 56.3 %、「健康保険」は 93.6 %、「公的年金」は 82.6 %となっている。

イ 父子世帯について、社会保険に加入していると回答した世帯の割合は、「雇用保険」70.8 %、「健康保険」は 98.9 %、「公的年金」は 90.8 %となっている。

表 15 - (6) - 1 母子世帯の社会保険の加入状況

雇用保険		健康保険		公的年金	
総 数	(100.0)	総 数	(100.0)	総 数	(100.0)
加入している	(56.3)	被用者保険に 加入している	(49.0)	被用者年金に 加入している	(45.4)
加入していない	(43.7)	国民健康保険に 加入している	(44.6)	国民年金に 加入している	(37.2)
		加入していない	(6.5)	加入していない	(17.5)

(注) 表中の割合は不詳を除いた割合である。

表 15 - (6) - 2 父子世帯の社会保険の加入状況

雇用保険		健康保険		公的年金	
総 数	(100.0)	総 数	(100.0)	総 数	(100.0)
加入している	(70.8)	被用者保険に 加入している	(63.8)	被用者年金に 加入している	(62.2)
加入していない	(29.2)	国民健康保険に 加入している	(35.1)	国民年金に 加入している	(28.6)
		加入していない	(1.1)	加入していない	(9.2)

(注) 表中の割合は不詳を除いた割合である。

16 離婚母子世帯における父親からの養育費の状況

(1) 相談相手

離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係で相談した者は、54.4%となっており、このうち主な相談相手としては「親族」が45.9%と最も多く、次いで「家庭裁判所」が25.5%となっている。

表16-1 養育費の主な相談相手

総数	相談した							相談していない	不詳
	親族	知人・隣人	県・市区町村窓口、母子自立支援員	弁護士	家庭裁判所	その他			
平成15年 (100.0)	(54.0) (100.0)	(43.2)	(7.7)	(5.5)	(11.4)	(26.5)	(5.7)	(46.0)	(-)
平成18年 1,209 (100.0)	658 (54.4) (100.0)	302 (45.9)	47 (7.1)	24 (3.6)	93 (14.1)	168 (25.5)	24 (3.6)	519 (42.9)	32 (2.6)

(2) 養育費の取り決め

ア 養育費の取り決め状況は、「取り決めをしている」が38.8%となっており、前回調査と比べて4.8%増加している。

イ 最近、母子世帯になった（母子世帯になってからの年数が短い）世帯ほど、養育費の「取り決めをしている」割合が高い傾向がある。

ウ 「協議離婚」は「その他の離婚」と比べて、養育費の「取り決めをしている」割合が低くなっている。

エ 養育費の取り決めをしていない理由については、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が47.0%と最も多く、次いで、「相手と関わりたくない」が23.7%となっている。

表16-2-1 養育費の取り決め状況等

総数	養育費の取り決め				養育費の取り決めをしていない	不詳
	している	文書あり	文書なし	不詳		
平成15年 (100.0)	(34.0) (100.0)	(64.7)	(35.3)	(-)	(66.0)	(-)
平成18年 1,209 (100.0)	469 (38.8) (100.0)	298 (63.5)	165 (35.2)	6 (1.3)	705 (58.3)	35 (2.9)

表16-(2)-2 養育費の取り決めの有無(母子世帯になってからの年数階級別)

	総数	0～2年目	2～4年目	4年目～	不詳
平成18年 総数	1,209 (100.0)	223 (100.0)	218 (100.0)	703 (100.0)	65 (100.0)
取り決めている	469 (38.8)	98 (43.9)	85 (39.0)	270 (38.4)	16 (24.6)
取り決めていない	705 (58.3)	121 (54.3)	127 (58.3)	413 (58.7)	44 (67.7)
不詳	35 (2.9)	4 (1.8)	6 (2.8)	20 (2.8)	5 (7.7)

表16-(2)-3 養育費の取り決めの有無(離婚の方法別)

	総数	協議離婚	その他の離婚
平成18年 総数	1,209 (100.0)	1,012 (100.0)	197 (100.0)
取り決めている	469 (38.8)	316 (31.2)	153 (77.7)
取り決めていない	705 (58.3)	665 (65.7)	40 (20.3)
不詳	35 (2.9)	31 (3.1)	4 (2.0)

(注) その他の離婚とは、調停離婚、審判離婚及び裁判離婚のことである。以下同じ。

表16-(2)-4 養育費の取り決めの有無(就労収入階級別)

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	不詳
平成18年 総数	1,209 (100.0)	297 (100.0)	382 (100.0)	184 (100.0)	64 (100.0)	59 (100.0)	223 (100.0)
取り決めている	469 (38.8)	124 (41.8)	139 (36.4)	70 (38.0)	32 (50.0)	36 (61.0)	68 (30.5)
取り決めていない	705 (58.3)	168 (56.6)	234 (61.3)	109 (59.2)	31 (48.4)	22 (37.3)	141 (63.2)
不詳	35 (2.9)	5 (1.7)	9 (2.4)	5 (2.7)	1 (1.6)	1 (1.7)	14 (6.3)

表16-(2)-5 養育費の取り決めをしていない理由

総数	相手に支払う意思や能力がないと思った	相手と関わりたくない	取り決めの交渉をしたが、まとまらなかった	取り決めの交渉がわずらわしい	相手に養育費を請求できるとは思わなかった
平成15年 (100.0)	( 48.0)	( 20.6)	( 9.8)	( 3.8)	( 2.9)
平成18年 705 (100.0)	331 ( 47.0)	167 ( 23.7)	67 ( 9.5)	24 ( 3.4)	18 ( 2.6)

現在交渉中又は今後交渉予定である	自分の収入で経済的に問題がない	子どもを引きとった方が、養育費を負担するものと思っていた	その他	不詳
( 2.2)	( 1.0)	( 0.7)	( 11.1)	( - )
16 ( 2.3)	13 ( 1.8)	9 ( 1.3)	49 ( 7.0)	11 ( 1.6)

(3) 養育費の受給状況

ア 離婚した父親からの養育費の受給状況は、「現在も受けている」が 19.0 % となっており、前回調査と比べて 1.3 % 増加している。

イ 母子世帯になってからの年数が短いほど、「現在も受けている」と回答した世帯の割合が高い傾向となっている。

ウ 養育費を現在も受けている又は受けたことがある世帯のうち額が決まっている世帯の平均月額額は 42,008 円となっている。

表 16-(3)-1 養育費の受給状況

総 数	現在も養育費を受け ている	養育費を受けたこと がある	養育費を受けたこと がない	不 詳
平成15年 (100.0)	( 17.7)	( 15.4)	( 66.8)	( - )
平成18年 1,209 (100.0)	230 ( 19.0)	194 ( 16.0)	714 ( 59.1)	71 ( 5.9)

表 16-(3)-2 養育費の受給状況 (母子世帯になってからの年数階級別)

	総 数	0～2 年目	2～4 年目	4年目～	不 詳
平成18年 総 数	1,209 (100.0)	223 (100.0)	218 (100.0)	703 (100.0)	65 (100.0)
現在も受けている	230 ( 19.0)	62 ( 27.8)	45 ( 20.6)	116 ( 16.5)	7 ( 10.8)
過去に受けたことがある	194 ( 16.0)	25 ( 11.2)	27 ( 12.4)	134 ( 19.1)	8 ( 12.3)
受けたことがない	714 ( 59.1)	125 ( 56.1)	135 ( 61.9)	414 ( 58.9)	40 ( 61.5)
不 詳	71 ( 5.9)	11 ( 4.9)	11 ( 5.0)	39 ( 5.5)	10 ( 15.4)

表16-(3)-3 養育費の受給状況(離婚の方法別)

	総数	協議離婚	その他の離婚
平成18年 総数	469 (100.0)	316 (100.0)	153 (100.0)
現在も受けている	216 (46.1)	140 (44.3)	76 (49.7)
過去に受けたことがある	139 (29.6)	95 (30.1)	44 (28.8)
受けたことがない	96 (20.5)	67 (21.2)	29 (19.0)
不詳	18 (3.8)	14 (4.4)	4 (2.6)

(注) 養育費の取り決めをしている世帯に限る。

表16-(3)-4 養育費の受給状況(就労収入階級別)

	総数	100万円未満	100~200万円未満	200~300万円未満	300~400万円未満	400万円以上	不詳
平成18年 総数	1,209 (100.0)	297 (100.0)	382 (100.0)	184 (100.0)	64 (100.0)	59 (100.0)	223 (100.0)
現在も受けている	230 (19.0)	70 (23.6)	69 (18.1)	28 (15.2)	13 (20.3)	21 (35.6)	29 (13.0)
過去に受けたことがある	194 (16.0)	37 (12.5)	54 (14.1)	40 (21.7)	20 (31.3)	9 (15.3)	34 (15.2)
受けたことがない	714 (59.1)	180 (60.6)	234 (61.3)	109 (59.2)	28 (43.8)	24 (40.7)	139 (62.3)
不詳	71 (5.9)	10 (3.4)	25 (6.5)	7 (3.8)	3 (4.7)	5 (8.5)	21 (9.4)

表16-(3)-5 養育費を現在も受けている又は受けたことがある世帯の養育費(1世帯平均)の状況

総数	額が決まっている	1世帯平均月額	額が決まっていない	不詳
平成15年 (100.0)	(77.7)	44,660円	(22.3)	(-)
平成18年 424 (100.0)	344 (81.1)	42,008円	63 (14.9)	17 (4.0)

17 ひとり親世帯の子どもの数別世帯の状況

母子世帯の子どもの数は、「1人」が 54.1 %であり、「2人」が 35.6 %となっている。

父子世帯の子どもの数は、「1人」が 50.3 %であり、「2人」が 38.7 %となっている

表17 子どもの数別世帯の状況

	総数	1人	2人	3人	4人以上	平均子ども数
母子世帯	平成15年 (100.0)	( 55.0)	( 34.7)	( 8.4)	( 1.9)	1.58人
	平成18年 1,517 (100.0)	820 ( 54.1)	540 ( 35.6)	134 ( 8.8)	23 ( 1.5)	1.58人
父子世帯	平成15年 (100.0)	( 56.0)	( 33.5)	( 9.3)	( 1.1)	1.57人
	平成18年 199 (100.0)	100 ( 50.3)	77 ( 38.7)	20 ( 10.1)	2 ( 1.0)	1.62人

18 就学状況別にみた子どもの状況（20歳未満の児童）

ア 就学状況別にみた子どもの状況をみると、母子世帯では、「小学校入学前」が 17.1 %、「小学生」が 35.2 %、「中学生」が 19.4 %、「高校生」が 18.9 %となっている。

イ 父子世帯では、「小学校入学前」が 12.1 %、「小学生」が 31.0 %、「中学生」が 24.1 %、「高校生」が 21.4 %となっている。

表18-1 母子世帯の就学状況別にみた子どもの状況（20歳未満の児童）

	調査年	総数	小学校入学前	小学生	中学生	高校生	高等専門学校	短大生	大学生
該当する子ども	平成15年	(100.0)	( 19.2)	( 33.2)	( 19.6)	( 17.0)	( 0.4)	( 0.4)	( 1.0)
	平成18年	2,404 (100.0)	412 ( 17.1)	846 ( 35.2)	467 ( 19.4)	454 ( 18.9)	10 ( 0.4)	7 ( 0.3)	38 ( 1.6)

専修学校 各種学校	就 労	その他	不 詳
( 1.2)	( 3.3)	( 3.9)	( 0.9)
37	75	49	9
( 1.5)	( 3.1)	( 2.0)	( 0.4)

表18-2 父子世帯の就学状況別にみた子どもの状況（20歳未満の児童）

	調査年	総数	小学校入学前	小学生	中学生	高校生	高等専門学校	短大生	大 学
該当する子ども	平成15年	(100.0)	( 13.3)	( 32.6)	( 18.9)	( 21.1)	( 0.7)	( 0.4)	( 2.5)
	平成18年	323 (100.0)	39 ( 12.1)	100 ( 31.0)	78 ( 24.1)	69 ( 21.4)	1 ( 0.3)	- ( - )	7 ( 2.2)

専修学校 各種学校	就 労	その他	不 詳
( 2.1)	( 4.2)	( 2.5)	( 1.8)
5	14	9	1
( 1.5)	( 4.3)	( 2.8)	( 0.3)

19 小学校入学前児童の保育状況

母子世帯、父子世帯ともに、「保育所」の割合が最も高く、母子世帯の場合、前回調査と比べて2.4%増加している。

表19-1 母子世帯における小学校入学前児童の保育状況

	調査年	総数	母	家族	親戚	保育所	幼稚園	保育ママ・ベビーシッター	その他	不詳
該当する子ども	平成15年	(100.0)	(20.4)	(5.5)	(1.0)	(62.9)	(8.5)	(0.5)	(1.2)	(-)
	平成18年	412 (100.0)	58 (14.1)	8 (1.9)	1 (0.2)	269 (65.3)	38 (9.2)	- (-)	5 (1.2)	33 (8.0)

表19-2 父子世帯における小学校入学前児童の保育状況

	調査年	総数	父	家族	親戚	保育所	幼稚園	保育ママ・ベビーシッター	その他	不詳
該当する子ども	平成15年	(100.0)	(2.8)	(21.0)	(-)	(60.6)	(15.7)	(-)	(-)	(-)
	平成18年	39 (100.0)	1 (2.6)	5 (12.8)	- (-)	18 (46.2)	4 (10.3)	1 (2.6)	- (-)	10 (25.6)

20 公的制度等の利用状況

ア ひとり親世帯に対する公的制度等の利用状況については、母子世帯、父子世帯ともに、「公共職業安定所」、「市町村福祉関係窓口」、「福祉事務所」の利用が多い。

また、公的制度等を「利用していないまたは利用したことがない」母子世帯のうち、今後利用したい公的制度等として、「母子福祉資金」が49.5%、「母子家庭等就業・自立支援センター事業」が37.4%、「自立支援教育訓練給付金事業」が39.8%となっている。

イ 母子福祉資金制度については、「不満である」又は「やや不満である」と回答したものが48.6%、「満足である」と回答したものが36.9%となっている。

ウ 生活保護の受給状況については、「受給している」が9.6%だった。

表20-1 福祉関係の公的制度等の利用状況

(%)

	母子世帯			父子世帯		
	利用している または 利用したこ とがある	利用してい ないまたは 利用したこ とがない	左のうち今後 利用したい	利用してい るまたは 利用したこ とがある	利用してい ないまたは 利用したこ とがない	左のうち今後 利用したい
福祉事務所	14.9 (21.0)	85.1 (79.0)	24.9 (33.7)	5.9 (7.2)	94.1 (92.8)	20.4 (20.7)
市町村福祉関係窓口	27.0 (30.9)	73.0 (69.1)	25.5 (36.8)	13.1 (12.8)	86.9 (87.2)	19.6 (18.3)
児童相談所	7.1 (8.7)	92.9 (91.3)	24.5 (28.3)	3.4 (3.3)	96.6 (96.7)	13.6 (16.0)
家庭児童相談室	4.1 (3.3)	95.9 (96.7)	24.7 (29.2)	0.7 (-)	99.3 (100.0)	17.2 (16.1)
母子自立支援員	4.4 (10.7)	95.6 (89.3)	17.4 (35.2)			
婦人相談所	3.7 (2.5)	96.3 (97.5)	24.4 (29.0)			
民生・児童委員	13.8 (17.8)	86.2 (82.2)	18.1 (23.0)	3.5 (4.1)	96.5 (95.9)	15.4 (13.7)
母子福祉資金	8.7 (10.5)	91.3 (89.5)	49.5 (51.9)			
家庭生活支援員の派遣	0.4 (0.6)	99.6 (99.4)	17.0 (18.2)	0.7 (1.7)	99.3 (98.3)	12.9 (6.0)
母子福祉センター	5.2 (10.2)	94.8 (89.8)	26.1 (33.2)			
母子生活支援施設	4.1 (3.0)	95.9 (97.0)	11.9 (13.6)			
公共職業安定所	38.9 (39.2)	61.1 (60.8)	27.8 (46.0)	13.6 (14.5)	86.4 (85.5)	9.5 (18.9)
公共職業能力開発施設	4.0 (4.5)	96.0 (95.5)	34.6 (38.9)	0.7 (0.8)	99.3 (99.2)	10.4 (12.0)
母子家庭等就業・自立支援センター事業	5.9 (1.0)	94.1 (99.0)	37.4 (37.1)			
自立支援教育訓練給付金事業	2.3 (0.6)	97.7 (99.4)	39.8 (38.2)			
高等技能訓練促進費事業	0.5 (0.2)	99.5 (99.8)	32.2 (36.5)			

(注) ・上段は平成18年、下段括弧は平成15年の割合である。

・表中の割合は、不詳を除いた割合である。

・公的制度等の種別については複数回答。

表20-2 母子福祉資金制度について

総数	不満である	やや不満である	満足である	分からない
平成15年 (100.0)	( 16.4)	( 31.3)	( 28.9)	( 23.4)
平成18年 111 (100.0)	14 ( 12.6)	40 ( 36.0)	41 ( 36.9)	16 ( 14.4)

(注) 利用しているまたは利用したことがある者のみ

表20-3 母子福祉資金制度について（「不満である」又は「やや不満である」理由）

総数	貸付金額が低い	借入手続きが繁雑	貸付金の種類が少ない	貸付条件が悪い	保証人がいない	その他の理由
平成15年 (100.0)	( 30.8)	( 33.0)	( 10.4)	( 15.4)	( * )	( 10.4)
平成18年 256 (100.0)	56 ( 21.9)	39 ( 15.2)	22 ( 8.6)	24 ( 9.4)	73 ( 28.5)	42 ( 16.4)

(注) 利用したことがない者も含む。

表20-4 生活保護の受給状況

総数	受給している	受給していない
平成15年 (100.0)	( 10.2)	( 89.8)
平成18年 1,505 (100.0)	145 ( 9.6)	1,360 ( 90.4)

(注) 総数は不詳を除いた値である。

21 ひとり親世帯の悩み等

(1) 子どもについての悩み

ア 悩みの内容について、母子世帯では、子どもの性別を問わず「教育・進学」が最も多く、次いで「しつけ」となっている。

イ 父子世帯では、男の子については「教育・進学」が最も多く、次いで「食事・栄養」となっており、女の子については「教育・進学」が最も多く、次いで「しつけ」となっている。母子世帯との悩みの違いが見られる。

表21-(1)-1 母子世帯の母が抱える子どもについての悩みの内訳

	教育・進学	しつけ	就職	健康	非行	食事・栄養	結婚問題	衣服・身のまわ	その他
平成15年									
男の子	( 50.3)	( 21.8)	( 11.0)	( 4.9)	( 3.7)	( 3.3)	( 0.1)	( 0.3)	( 4.6)
女の子	( 55.9)	( 17.1)	( 8.9)	( 7.3)	( 2.0)	( 2.3)	( 1.9)	( 0.5)	( 4.2)
平成18年									
男の子	( 55.8)	( 18.9)	( 10.3)	( 5.3)	( 1.8)	( 2.3)	( 0.5)	( 0.9)	( 4.2)
女の子	( 56.9)	( 19.0)	( 5.5)	( 5.2)	( 2.1)	( 2.6)	( 1.9)	( 1.5)	( 5.3)

(注) 子どもの性別ごとの複数回答である。

表21-(1)-2 父子世帯の父が抱える子どもについての悩みの内訳

	教育・進学	しつけ	就職	健康	非行	食事・栄養	結婚問題	衣服・身のまわ	その他
平成15年									
男の子	( 40.9)	( 16.1)	( 9.7)	( 5.4)	( 1.1)	( 21.5)	( 3.2)	( 2.2)	( - )
女の子	( 25.8)	( 28.8)	( 12.1)	( 15.2)	( 3.0)	( 10.6)	( - )	( 1.5)	( 3.0)
平成18年									
男の子	( 53.2)	( 8.5)	( 8.5)	( 6.4)	( 1.1)	( 10.6)	( 5.3)	( - )	( 6.4)
女の子	( 47.1)	( 18.6)	( 2.9)	( 10.0)	( 2.9)	( 5.7)	( 1.4)	( 8.6)	( 2.9)

(注) 子どもの性別ごとの複数回答である。

(2) ひとり親等の困っていること

ア 母子世帯の場合、「家計」が 46.3 %、「仕事」が 18.1 %、「住居」が 12.8 %となっている。

イ 父子家庭の場合、「家計」が 40.0 %、「家事」が 27.4 %、「仕事」が 12.6 %となっており、母子世帯との悩みの違いが見られる。

表 21-(2) ひとり親等本人が困っていることの内訳

	総 数	家 計	仕 事	住 居	自分の健康	親族の健康・介護	家 事	そ の 他
母子世帯	平成15年 (100.0)	( 43.7)	( 22.5)	( 17.4)	( 10.0)	( * )	( 1.1)	( 5.2)
	平成18年 1,172 (100.0)	543 ( 46.3)	212 ( 18.1)	150 ( 12.8)	124 ( 10.6)	59 ( 5.0)	22 ( 1.9)	62 ( 5.3)
父子世帯	平成15年 (100.0)	( 31.5)	( 14.2)	( 5.5)	( 8.7)	( * )	( 34.6)	( 5.5)
	平成18年 135 (100.0)	54 ( 40.0)	17 ( 12.6)	10 ( 7.4)	8 ( 5.9)	* ( * )	37 ( 27.4)	9 ( 6.7)

(注) 総数は不詳を除いた値である。

(3) 相談相手について

ア 「相談相手あり」と回答した割合は、母子世帯では 76.9 %、父子世帯では 59.4 %となっており、母子世帯と比べて父子世帯の相談相手のいる割合が低い。

イ 相談相手についてみると、いずれの世帯も「親族」が最も多い。

表 21-(3)-1 相談相手の有無

	総 数	相談相手あり	相談相手なし	相談相手なし	
				相談相手が欲しい	相談相手は必要ない
母子世帯	平成15年 (100.0)	( 80.7)	( 19.3) (100.0)	( 76.0)	( 24.0)
	平成18年 1,470 (100.0)	1130 ( 76.9)	340 ( 23.1) (100.0)	231 ( 67.9)	109 ( 32.1)
父子世帯	平成15年 (100.0)	( 50.6)	( 49.4) (100.0)	( 49.4)	( 50.6)
	平成18年 197 (100.0)	117 ( 59.4)	80 ( 40.6) (100.0)	43 ( 53.8)	37 ( 46.3)

(注) 総数は不詳を除いた値である。

表 2 1 - ( 3 ) - 2 相談相手の内訳

	総 数	親 族	知人・隣人	母子自立 支援員等	公的機関	そ の 他	不 詳
母子世帯	平成15年 (100.0)	( 65.0)	( 29.4)	( 0.5)	( 2.3)	( 2.7)	( - )
	平成18年 1,130 (100.0)	747 ( 66.1)	334 ( 29.6)	6 ( 0.5)	13 ( 1.2)	28 ( 2.5)	2 ( 0.2)
父子世帯	平成15年 (100.0)	( 76.5)	( 22.4)	( - )	( 1.2)	( - )	( - )
	平成18年 117 (100.0)	79 ( 67.5)	33 (28.2)	- ( - )	1 ( 0.9)	4 ( 3.4)	- ( - )

表 2 1 - ( 3 ) - 3 相談相手が欲しい者の困っていることの内訳

	総 数	家 計	仕 事	住 居	自分の 健康	親族の健 康・介護	家 事	その他
母子世帯	平成15年 (100.0)	( 45.9)	( 18.6)	( 20.2)	( 12.6)	( * )	( - )	( 2.7)
	平成18年 216 (100.0)	104 ( 48.1)	40 ( 18.5)	23 ( 10.6)	20 ( 9.3)	15 ( 6.9)	5 ( 2.3)	9 ( 4.2)
父子世帯	平成15年 (100.0)	( 25.7)	( 8.6)	( 14.3)	( 20.0)	( * )	( 28.6)	( 2.9)
	平成18年 40 (100.0)	13 ( 32.5)	5 ( 12.5)	4 ( 10.0)	4 ( 10.0)	* ( * )	12 ( 30.0)	2 ( 5.0)

(注) 総数は不詳を除いた値である。

(参考) 養育者世帯の状況

1 養育者の続柄

養育者世帯の子どもと養育者の続柄をみると、58.6%が祖父母となっている。

表1 養育者の続柄別

総数	祖父母	伯(叔)父母	兄弟姉妹	その他
平成15年 (100.0)	(68.8)	(12.5)	(3.1)	(15.6)
平成18年 (100.0)	(58.6)	(24.1)	(-)	(17.2)

(注) 表中の割合は不詳を除いた割合である。

2 住居の状況

住居の所有状況は、「持ち家」が63.3%となっている。

表2 住居の所有状況

総数	持ち家	借家等			
		公営住宅	借家	同居	その他
平成15年 (100.0)	(75.0)	(9.4)	(15.6)	(-)	(-)
平成18年 (100.0)	(63.3)	(6.7)	(16.7)	(3.3)	(10.0)

(注) 「その他」は、間借り、公社・公団住宅等である。

3 子どもについての悩みについて

子どもについての悩みでは、男の子、女の子ともに「教育・進学」が最も多く、それぞれ60.0%、35.3%となっている。

表3 子どもについての悩みの内訳

総数	教育・進学	しつけ	就職	非行	健康	結婚問題	食事・栄養	衣服・身のまわり	その他	特になし
平成15年 男の子 (100.0)	(18.8)	(6.3)	(12.5)	(-)	(6.3)	(-)	(-)	(-)	(-)	(56.3)
女の子 (100.0)	(31.8)	(13.6)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(54.5)
平成18年 男の子 (100.0)	(60.0)	(-)	(-)	(-)	(6.7)	(-)	(-)	(6.7)	(6.7)	(20.0)
女の子 (100.0)	(35.3)	(5.9)	(-)	(-)	(11.8)	(-)	(-)	(-)	(5.9)	(41.2)

(注) ・子どもの性別ごとの複数回答である。

・表中の割合は不詳を除いた割合である。

4 困っていることについて

養育者が困っていることについて、「家計」及び「特にない」と回答した世帯がそれぞれ 25.0 %となっている。

表4 困っていることの内訳

総 数	家 計	健 康	住 居	仕 事	家 事	そ の 他	特にない
平成15年 (100.0)	( 3.4)	( 10.3)	( 3.4)	( 13.8)	( - )	( 6.9)	( 62.1)
平成18年 (100.0)	( 25.0)	( 17.9)	( 14.3)	( 7.1)	( - )	( 10.7)	( 25.0)

(注) 表中の割合は不詳を除いた割合である。

5 相談相手について

相談相手については、「あり」と答えた者は 69.0 %、「なし」と答えた者は 31.0 %となっている。

相談相手が「あり」と答えた者の相談相手の内訳は「親族」 60.0 % となっており、「なし」と答えたものの 44.4 %が「相談相手が欲しい」と答えている。

表5-1 相談相手の有無

総 数	あ り	な し		
			欲しい	必要がない
平成15年 (100.0)	( 71.0)	( 29.0) (100.0)	( 44.4)	( 55.6)
平成18年 (100.0)	( 69.0)	( 31.0) (100.0)	( 44.4)	( 55.6)

(注) 表中の割合は不詳を除いた割合である。

表5-2 相談相手の内訳

総 数	親 族	知人・隣人	母子自立 支援員等	公的機関	そ の 他
平成15年 (100.0)	( 72.7)	( 4.5)	( - )	( 13.6)	( 9.1)
平成18年 (100.0)	( 60.0)	( 30.0)	( - )	( 5.0)	( 5.0)

## 平成20年度 子育て支援に関するアンケート集計表

アンケート配布数	1,774 部	アンケート回収数	1,263 部	回収率	71.20%	
アンケート調査対象者	公立・私立保育園(380部)、児童館(334部)、公立・私立幼稚園(556部)、認証保育所(30部)、家庭福祉員(79部)、公立・私立学童保育クラブ(395部)、を利用する児童の保護者					
質 問 項 目	そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	無回答
<b>問1 基本目標に対する質問</b>						
<b>基本目標1. 子育て家庭への支援、仕事と子育ての両立支援に関する質問</b>						
(1)	仕事と子育てを両立するうえで、 保育所(学童保育クラブ)などの 保育施設が整っている	14.8%	31.9%	28.0%	18.0%	5.5% 1.7%
	<分析>	保育施設の整備については、概ねそう思わないが23.5%となっているのに対して、概ねそう思うが46.7%と全体の半数近くを占めている。				
(2)	保育所(学童保育クラブ)の保育 時間が充実している	19.0%	28.7%	34.2%	12.4%	3.2% 2.5%
	<分析>	保育時間については、概ねそう思わないと答えている人が全体の15.6%に留まっているのに対して、概ねそう思うと答えている人が3倍以上の47.7%となっている。				
(3)	休日、子ども病後及び延長にも 対応する多様な保育が充実して いる	5.3%	15.7%	38.0%	24.5%	12.1% 4.4%
	<分析>	多様な保育については、概ねそう思わないが36.6%で、概ねそう思うの21.0%の2倍近くになっている。				
(4)	一時保育や子育てひろばなどが 在宅家庭に対する保育サービスが 充実している	7.0%	23.8%	39.0%	21.1%	6.3% 2.6%
	<分析>	在宅家庭に対する保育サービスについては、概ねそう思うと回答しているのが30.8%に対して、概ねそう思わないが27.4%と概ねそう思う人が概ねそう思わない人を3.4%上回っている。				
(基本目標1 分析) 施設整備や保育時間については、5割弱が肯定的に捉えているのに対して、多様な保育や在宅家庭に対する保育サービスについては、肯定的な回答が2~3割に留まっており満足度に格差がある。						
<b>基本目標2. 親と子の学びと育ちの支援に関する質問</b>						
(5)	子育てに悩んだときに適切なアド バイスや支援を行うしくみが充実 している	11.7%	33.7%	31.3%	17.6%	4.4% 1.3%
	<分析>	アドバイスや支援を行うしくみについては、概ねそう思うと回答しているのが45.4%に対して、概ねそう思わないが22.0%と概ねそう思う人が概ねそう思わない人の2倍以上になっている。				
(6)	妊娠期を含めた子育て中の親 (父親を含む)に、子育てについ て学ぶ機会が充分提供されてい る	6.7%	27.5%	34.9%	22.6%	7.1% 1.2%
	<分析>	子育てについての学ぶ機会が充分提供されているかについては、概ねそう思うが34.2%に対して、概ねそう思わないが29.7%と概ねそう思う人が概ねそう思わない人を4.5%上回っている。				
(基本目標2 分析) アドバイスや支援を行うしくみについては、概ねそう思う人が概ねそう思わない人を大きく上回っているものの、子育てについて学ぶ機会の提供については、概ねそう思う人と概ねそう思わない人の割合が近い数値となっている。また、概ねそう思うの割合を比較しても子育てについて学ぶ機会よりアドバイスや支援を行うしくみに対する満足度が高い結果となっている。						

質 問 項 目		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	無回答
<b>基本目標3 . 子どもの健やかな成長を支える環境の整備に関する質問</b>							
(7)	子どもの病気に昼夜・休日を問わず適切に対応する医療機関が充実している	8.8%	26.9%	23.8%	27.6%	12.2%	0.8%
	<分析>	医療機関の充実については、概ねそう思わない人が39.8%に対して、概ね充実していると答えている人が35.7%となっており、概ねそう思わない人が概ね充実していると答えている人を4.1%上回っている。					
(8)	子どもの医療費に対する支援が充実している	59.4%	26.8%	7.2%	3.9%	1.7%	1.0%
	<分析>	子どもの医療費に対する支援の充実は、9割弱の人が概ね充実していると答えており、高い満足度を示している。					
(9)	子どもの発達、障害などの子どもの成長について気軽に相談できる環境が整っている	9.1%	22.4%	47.3%	14.6%	4.8%	1.7%
	<分析>	子どもの成長について気軽に相談できる環境が整っているについては、47.3%とほぼ半数がどちらともいえないと答えている一方、概ねそう思うが概ねそう思わないを10%以上上回っている。					
(基本目標3 分析) 子どもの医療費については、高い満足度を示しているものの、医療機関の充実については、概ねそう思わない人が概ねそう思う人を上回っており、気軽に相談できる環境については、ほぼ半数がどちらともいえないと回答している。							
<b>基本目標4 . 地域で子育てを支える人づくり、ネットワークづくりに関する質問</b>							
(10)	地域のボランティア活動などが活発で、身近なところで子育て支援を受けることができる	7.4%	19.1%	38.8%	22.9%	9.5%	2.3%
	<分析>	身近なところでの子育て支援については、どちらともいえないがほぼ4割となっており、概ねそう思わないが概ねそう思うを5.9%上回っている。					
(11)	子育てを支援する団体や自主サークルなどが活動しやすい環境が整っている	5.6%	19.0%	42.6%	22.0%	8.0%	2.8%
	<分析>	どちらともいえないが4割以上を占めており、概ねそう思わないが概ねそう思うがを5.4%上回っている。					
(基本目標4 分析) 地域で子育てを支える人づくりネットワークづくりに関する質問では、2問ともどちらともいえないが4割程度を占めており、概ねそう思わないと概ねそう思うがほぼ同じ割合を示している。全体的には、否定的な回答がともに3割合以上と高い割合を示している。							
<b>基本目標5 . 子育てを支援する生活環境、子どもがのびのび育つ環境の整備に関する質問</b>							
(12)	公園や遊び場が衛生的である	5.5%	27.9%	28.6%	24.7%	11.2%	2.1%
	<分析>	概ねそう思わないが35.9%に対して、概ねそう思うが33.4%とほぼ同じ割合をしめしている。また、自由意見からも高い問題意識があることがうかがえる。					
(13)	乳幼児が利用しやすい公園や遊び場が充実している	5.9%	23.2%	23.4%	31.2%	14.4%	1.9%
	<分析>	概ねそう思わないが概ねそう思うを16.5%上回っており、公園や遊び場の充実について問題意識を持っている割合が高い。					
(14)	子どもが安心して遊べる公園や遊び場が充実している	6.2%	26.9%	28.1%	25.4%	10.4%	3.0%
	<分析>	概ねそう思わないが35.8%に対して、概ねそう思うが33.1%とほぼ同じ割合を示している					

質 問 項 目		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	無回答
(15)	歩きやすい安全な歩道が整備されている	2.8%	16.8%	30.2%	32.4%	15.8%	2.1%
	<分析>	概ねそう思わないが48.2%とほぼ半数が歩きやすい安全な歩道の整備について十分に整備されていないと感じている。概ねそう思うの19.6%の2倍以上になっている。					
(16)	子どもを犯罪から守る地域のとりくみが充実している	0.9%	16.3%	39.2%	31.4%	10.3%	2.0%
	<分析>	概ねそう思わないが41.7%に対して、概ねそう思うが17.2%と概ねそう思わないが概ねそう思うを24.5%上回っている。このことから、子どもを犯罪から守る地域のとりくみに問題意識を持っている割合が高い。					

(基本目標5 分析)

子育てを支援する生活環境、子どもがのびのび育つ環境の整備に関する質問については、全ての項目で概ねそう思わないが概ねそう思うを大きく上回っている。このことから、公園や歩道の整備等には、問題意識の高さが表れている。

**基本目標6. 子どもたちの豊かな人間性を育む教育環境の整備に関する質問**

(17)	子どもたちは、元気に、楽しく小学校に通っている。	23.8%	30.6%	28.8%	1.9%	1.0%	13.9%
	<分析>	概ねそう思うが54.4%と概ねそう思わないの2.9%を大きく上回っており、子どもたちは、元気に、楽しく小学校に通っていることへの高い満足度が示されている。					
(18)	小・中学校においては、勉強やスポーツに取り組める環境が整っている。	6.5%	22.4%	46.9%	7.2%	2.1%	14.9%
	<分析>	概ねそう思うが28.9%で概ねそう思わないの9.3%をほぼ20%上回っているものの、どちらともいえないが、46.9%と半数近くをしめている。					

(基本目標6 分析)

小・中学校における環境面では、半数近くがどちらともいえないと答えているものの、子どもの通学については、高い満足度を示す結果となっている。

質 問 項 目		非常に良い	良い	普通	やや悪い	悪い	無回答
<b>問2 子育て支援行動計画総合評価に関する質問</b>							
	安心して子育てができる環境について葛飾区を総合的にどのように評価しますか。あなたのお考えに最も近いものを一つ選び、理由をお書きください	2.4%	30.3%	47.0%	15.0%	3.1%	2.2%
	<分析>	総合評価については、非常に良いと良いを合わせると32.7%、普通が47%、やや悪いと悪いを合わせると18.1%という結果であり、一定の評価をしている割合と普通の割合が全体のほぼ半数に近い数値を示している。					

## 子育て支援行動計画総合評価に対する主な理由

### 【「非常に良い・良い」の理由】

- ・医療費が充実している。
- ・仕事との両立の上で保育園・学童保育クラブに助けられている。
- ・公園が多くて利用しやすい。
- ・一時保育が充実している。
- ・乳幼児の遊べる場所が充実している。
- ・妊婦検診費用が優遇されている。
- ・病院の夜間、休日、緊急時の対応が良い。

### 【「普通」の理由】

- ・夜間診療など医療機関の充実を図って欲しい。
- ・公園の遊具を充実させて欲しい。
- ・土曜、日曜に気軽に子どもを預けられるベビーシッター的な場所があるとありがたい。
- ・公園の衛生管理が悪い。歩道にガードレールのない場所があるで危険。
- ・わくチャレ等放課後子ども達が安全に遊べる場所が整っている。
- ・他区と比べて、保育園の待機児が少ない。
- ・育児相談などのアドバイスをもらえるところがない。

### 【「やや悪い・悪い」の理由】

- ・子どもの安全面から安心できる環境ではない。
- ・子供の遊び場としての公園の環境を整えてほしい。
- ・保育施設や一時保育を充実してほしい。
- ・全学校内に学童クラブを設置してほしい。
- ・家庭福祉員を増やしてほしい。病後児保育を増やして欲しい。
- ・地域によって保育園に入園できないので母子家庭にとって厳しい状況。
- ・保育料や児童手当などの支援のタイミングが遅すぎる。
- ・子どもの遊べるところが少ない
- ・公園が不衛生。

## 子育て支援に関する意見・要望

### <分析>

各ご意見等は、子育て支援、公共施設(公園・道路等)の充実、保健医療、治安、広報、教育等に係る回答になっていた。なかでも、子育て支援及び公共施設への高い評価や厳しいご意見が多数寄せられたことに加え、治安に関しても保護者の関心の高さがうかがえる。一方、中学生までの医療費助成については、多くの方が高い評価をする結果になっていた。

- ・病児、病後児保育の充実をしてほしい。産休明け保育受け入れ園を増やしてほしい。
- ・短期入所の保育園を増設してほしい。予約入園保育園を増設してほしい。
- ・0歳児の一時保育園を増やして欲しい。
- ・医療費が中学まで無料になってよかった。
- ・学童保育クラブを小6までにしてほしい。障害児に対して充実した制度を作ってほしい。
- ・家庭福祉員の数を増やして欲しい。
- ・公園が不衛生である。道路の道幅が狭い。
- ・幼稚園入園前の子どもの遊び場を充実して欲しい。
- ・親子カフェがほしい。駐車場のある公園を増やして欲しい。
- ・公園のトイレにオムツ交換台と洋式トイレがほしい。土、日やっている児童館を増やしてほしい。
- ・サッカーや野球のできる公園を作ってほしい。
- ・子どもが安心して歩ける道路の整備をして欲しい。
- ・休日、夜間診療の増加、対応時間の延長をしてほしい。保育園で薬を預かってほしい。
- ・小児科を増やして欲しい。
- ・夜間救急・小児医療を充実して欲しい。
- ・病院の営業時間をもっと長くしてほしい
- ・子どもが安全に遊べる環境を整えて欲しい。(警備パトロールなど)
- ・犯罪から子どもを守る取組みを充実させてほしい。
- ・ホームレスが増えている危険。小学生の帰宅時間にパトロールを増やしてほしい。
- ・幼稚園ガイドが参考になった。病院のガイドブックを作ってほしい。
- ・子育て支援に関する情報がきちんと区民に届くように広報の方法を工夫して欲しい。
- ・学業に力を入れてほしい。
- ・子供の障害・発達については、きちんと対応できる専門のかたのいる場所がもっとあるといい。
- ・わくチャレを充実してほしい。
- ・夜中に遊びまわる中高生が周りの迷惑をかえりみない。
- ・地域のサークルや習い事など、子どもと一緒に通える場所がほしい。
- ・葛飾区で子育てができて幸せです。
- ・子どもたちが悪いことをしたら怒ることを容認してほしい。怒った大人が悪いとされるため、まともに怒ることができない。
- ・子育てに関し無関心な区民が多い。ごみが歩道にあふれていて、ベビーカーや車椅子には通れない事がある。

## 子育て支援に関するアンケート集計比較（19年度・20年度）

アンケート配布数 (利用者へ配布した全部数)	20年度	1,774 部	アンケート 回収数	20年度	1,263 部	回収率	20年度	71.20 %
	19年度	2,121 部		19年度	1,386 部		19年度	65.35 %

質 問 項 目	そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない	無回答
---------	------	--------	-----------	-----------	--------	-----

問1 基本目標に対する質問								
<b>基本目標1. 子育て家庭への支援、仕事と子育ての両立支援に関する質問</b>								
(1)	仕事と子育てを両立するうえで、保育所(学童保育クラブ)などの保育施設が整っている	20年度	14.8%	31.9%	28.0%	18.0%	5.5%	1.7%
		19年度	15.1%	28.9%	27.8%	19.3%	7.6%	1.4%
(2)	保育所(学童保育クラブ)の保育時間が充実している	20年度	19.0%	28.7%	34.2%	12.4%	2.5%	3.2%
		19年度	19.3%	25.3%	36.3%	12.3%	1.8%	4.9%
(3)	休日、子ども病後及び延長にも対応する多様な保育が充実している	20年度	5.3%	15.7%	38.0%	24.5%	12.1%	4.4%
		19年度	5.3%	14.9%	36.7%	27.6%	12.8%	2.7%
(4)	一時保育や子育てひろばなど在宅家庭に対する保育サービスが充実している	20年度	7.0%	23.8%	39.0%	21.1%	6.3%	2.6%
		19年度	6.2%	21.8%	38.0%	23.4%	8.6%	2.0%
<b>基本目標2. 親と子の学びと育ちの支援に関する質問</b>								
(5)	子育てに悩んだときに適切なアドバイスや支援を行うしくみが充実している	20年度	11.7%	33.7%	31.3%	17.6%	4.4%	1.3%
		19年度	8.9%	29.7%	34.9%	20.5%	5.3%	0.7%
(6)	妊娠期を含めた子育て中の親(父親を含む)に、子育てについて学ぶ機会が充分提供されている	20年度	6.7%	27.5%	34.9%	22.6%	7.1%	1.2%
		19年度	6.4%	21.1%	37.8%	24.5%	9.2%	0.9%
<b>基本目標3. 子どもの健やかな成長を支える環境の整備に関する質問</b>								
(7)	子どもの病気に昼夜・休日を問わず適切に対応する医療機関が充実している	20年度	8.8%	26.9%	23.8%	27.6%	12.2%	0.8%
		19年度	8.5%	25.4%	21.9%	28.4%	15.2%	0.6%
(8)	子どもの医療費に対する支援が充実している	20年度	59.4%	26.8%	7.2%	3.9%	1.7%	1.0%
		19年度	56.8%	28.1%	8.3%	3.8%	2.3%	0.7%
(9)	子どもの発達、障害などの子どもの成長について気軽に相談できる環境が整っている	20年度	9.1%	22.4%	47.3%	14.6%	4.8%	1.7%
		19年度	5.6%	21.3%	49.1%	16.7%	6.1%	1.2%
<b>基本目標4. 地域で子育てを支える人づくり、ネットワークづくりに関する質問</b>								
(10)	地域のボランティア活動などが活発で、身近なところで子育て支援を受けることができる	20年度	7.4%	19.1%	38.8%	22.9%	9.5%	2.3%
		19年度	5.1%	15.1%	42.4%	25.5%	10.7%	1.3%
(11)	子育てを支援する団体や自主サークルなどが活動しやすい環境が整っている	20年度	5.6%	19.0%	42.6%	22.0%	8.0%	2.8%
		19年度	4.3%	15.1%	45.7%	24.5%	9.1%	1.3%

質 問 項 目	そう思う ややそう思う どちらともいえない あまりそう思わない そう思わない 無回答					
	■	■	■	■	■	■

**基本目標5. 子育てを支援する生活環境、子どもがのびのび育つ環境の整備に関する質問**

(12)	公園や遊び場が衛生的である	20年度	5.5%	27.9%	28.6%	24.7%	11.2%	2.1%
		19年度	4.7%	20.9%	27.9%	32.7%	13.3%	0.6%
(13)	乳幼児が利用しやすい公園や遊び場が充実している	20年度	5.9%	23.2%	23.4%	31.2%	14.4%	1.9%
		19年度	4.0%	17.5%	23.8%	36.7%	17.5%	0.5%
(14)	子どもが安心して遊べる公園や遊び場が充実している	20年度	6.2%	26.9%	28.1%	25.4%	10.4%	3.0%
		19年度	5.1%	20.5%	28.0%	31.3%	14.6%	0.5%
(15)	歩きやすい安全な歩道が整備されている	20年度	2.8%	16.8%	30.2%	32.4%	15.8%	2.1%
		19年度	2.7%	14.3%	27.5%	33.5%	21.4%	0.5%
(16)	子どもを犯罪から守る地域のとりくみが充実している	20年度	0.9%	16.3%	39.2%	31.4%	10.3%	2.0%
		19年度	2.1%	14.9%	40.2%	28.6%	13.4%	0.8%

**基本目標6. 子どもたちの豊かな人間性を育む教育環境の整備に関する質問**

(17)	子どもたちは、元気に、楽しく小学校に通っている	20年度	23.8%	30.6%	28.8%	1.9%	1.0%	13.9%
		19年度	21.6%	33.0%	27.3%	3.3%	0.5%	14.2%
(18)	小・中学校においては、勉強やスポーツに取り組める環境が整っている	20年度	6.5%	22.4%	46.9%	7.2%	2.1%	14.9%
		19年度	4.8%	21.4%	44.9%	9.7%	3.1%	16.2%

質 問 項 目	非常に良い 良い 普通 やや悪い 悪い 無回答					
	■	■	■	■	■	■

**問2 子育て支援行動計画総合評価に関する質問**

安心して子育てができる環境について葛飾区を総合的にどのように評価しますか。あなたのお考えに最も近いものをつ選び、理由をお書きください	20年度	2.4%	30.3%	47.0%	15.0%	3.1%	2.2%
	19年度	1.7%	26.2%	43.2%	21.4%	4.9%	2.6%

## 後期「葛飾区子育て支援行動計画」の主な事業

葛飾区子育て支援部

# 葛飾区子育て支援行動計画の体系

## 基本理念

子どもの幸せを第一に考え、地域社会全体で子育てをあたたく見守り支えていくとともに、家庭や地域の子育て力を高めていく。

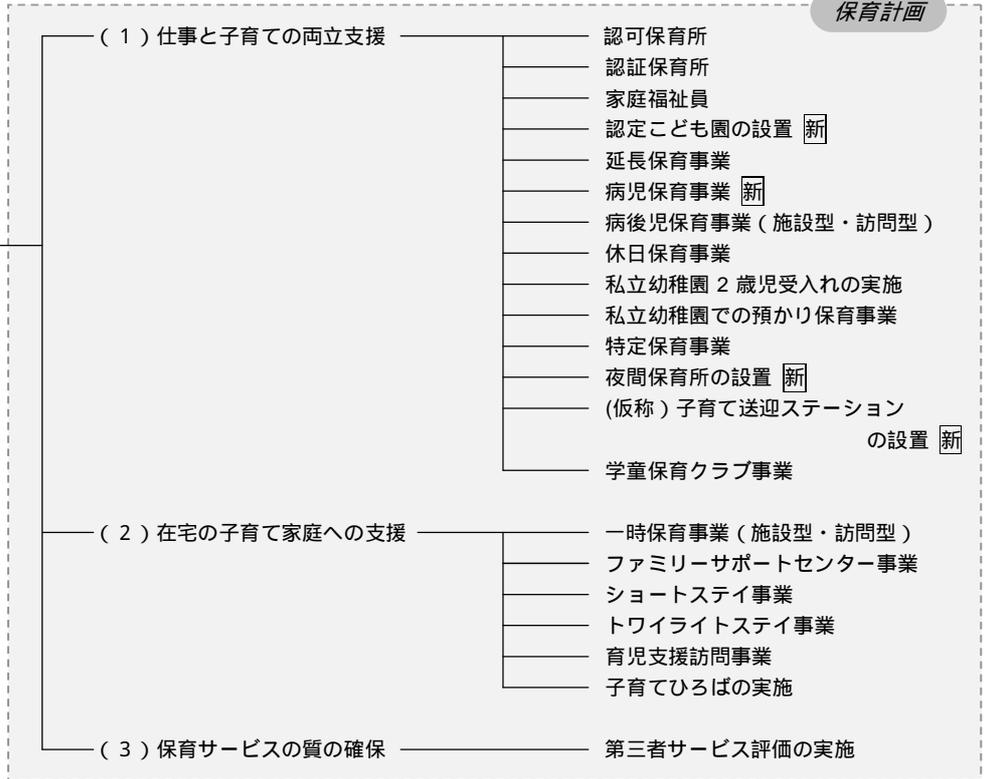
## 基本目標

1. 子育てを支えるまち

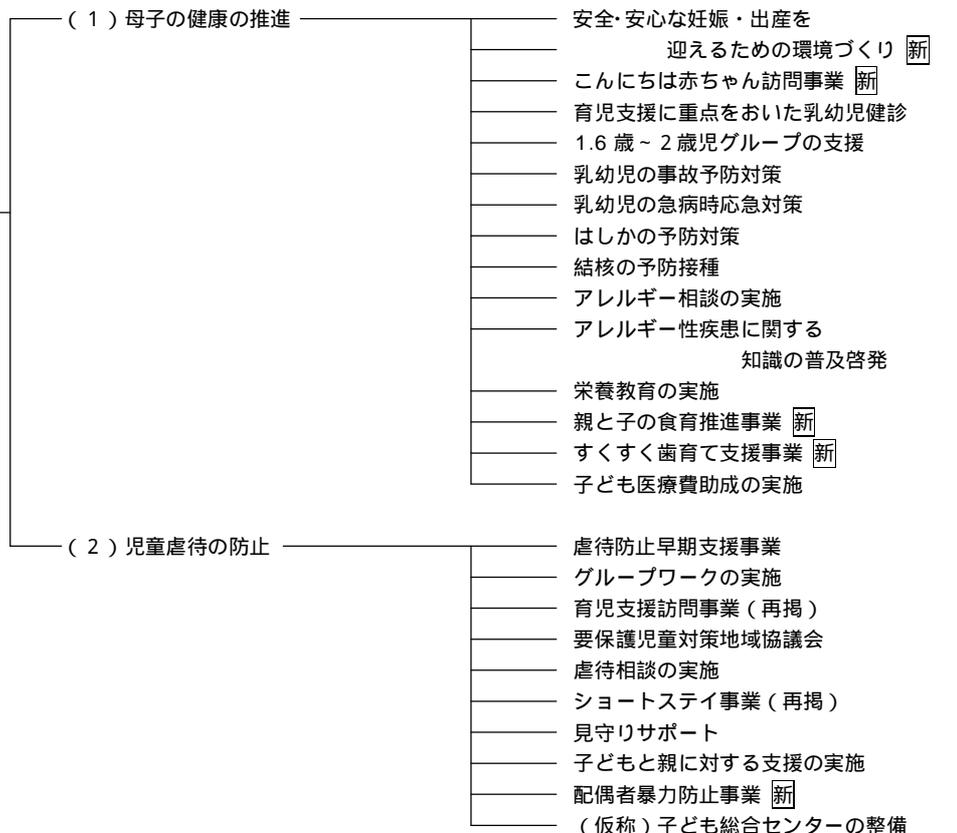
## 重点的な取組み

## 主な事業

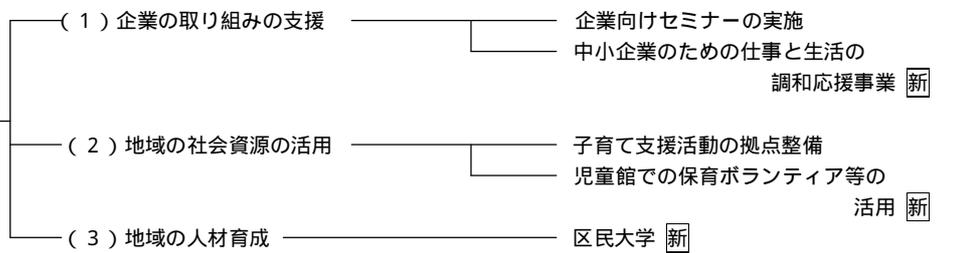
### 保育計画



2. 子どもが健康に育つまち



3. 子どもの成長をみんなで支えるまち



基本目標

重点的な取組み

主な事業

4. 子どもの安全・安心が保たれるまち

(1) 子どもの安全を守る

- 安心・安全な公園づくり
- 公園の安全点検
- 子どもを犯罪から守るまちづくり活動支援

(2) 親と子どもが外出しやすい  
道路や施設環境の整備

- あんしん歩行エリア整備事業
- 「誰でもトイレ」の設置
- (仮称)子育て支援ガイドブックの作成 新
- 歩道勾配改善事業 新
- 「おむつ替え」や「授乳スペース」の設置 新
- 3人乗り用自転車購入費助成 新

(3) まちづくりや子どもの遊び場づくりに  
子どもや子育て中の親の参画の推進

- 子どもと子育て中の親の意見を  
取り入れた児童館づくり
- あんしん歩行エリア整備事業(再掲)

5. 子どもの心身が健やかに成長するまち

(1) 確かな学力の定着

- わかる授業の推進
- 授業時数と学習機会の確保
- 総合的な学習の時間の充実
- 情報教育の充実
- 読書指導・学校図書館の充実

(2) 豊かな心の育成

- ジュニアリーダー講習会の実施 新
- かつしか少年キャンプの実施 新
- 家庭教育の充実
- いじめ・不登校への対応
- セーフティ教室の実施
- 健全育成、生活指導の充実
- 部活動の充実 新
- 総合型地域スポーツクラブ事業 新
- 食育の推進 新
- アレルギー性疾患児童・生徒への対応 新
- 体力の向上 新

(3) 良好な教育環境の整備

- 特色ある学校づくりの推進
- 教職員の資質・能力の向上
- 学校評価制度の推進
- 学校地域応援団の推進

6. 親と子どもがともに学び育つまち

(1) 親が子育てを学ぶ機会の提供

- 母親学級・ファミリー学級  
・休日パパママ学級 新
- ブックスタート事業
- 親の学びのプログラム

(2) 相談や出会いの場の提供

- 育児グループの育成・支援
- 子育てひろばの実施(再掲)
- 子ども家庭支援センター
- 悩みごと相談の実施
- 児童館における乳幼児や保護者への育児支援 新

(3) 次の親世代の育成

- 乳幼児とのふれあい体験の推進

(4) 年代や興味・関心に応じた様々な  
子どもの居場所づくり

- 乳幼児の利用に配慮した遊び場づくり
- わくわくチャレンジ広場
- 地域行事への子どもの参加(小学生)
- 学び交流館の居場所づくり
- 図書館のヤングアダルトコーナーの充実
- 地域行事への子どもの参加(中学生)
- ボランティアの奨励
- 児童館でのあそびの広場(小学生) 新
- 児童館での中学生の居場所づくり 新

7. 一人ひとりの特性に配慮するまち

(1) ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭の総合支援の実施
- 母子生活支援施設の建替え 新

(2) 障害児への支援

- 子ども発達センター
- ふれあい交流の実施
- 疾病・障害の早期発見・早期対応
- 障害乳幼児療育施設利用者の負担軽減 新

# 1 子育てを支えるまち

## (1) 仕事と子育ての両立支援

### 待機児の解消

<具体的な取り組み方針> 認可保育所のほか認証保育所、家庭福祉員など多様な保育資源を積極的に活用し、特に待機児の多い地域、年齢の受け入れ枠を拡大し、待機児の解消を図ります。		
事業名	事業内容	所管
認可保育所	児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、保護者が安心して就労と子育てを両立していくために、日中保育ができない保護者に代わり、保育を行っています。	育成課 子育て支援課 保育管理課
認証保育所	大都市特有の保育需要に対応するため、東京都独自の制度です。定員が20～120名で駅前設置を基本とするA型と定員が6～29名で0歳～2歳児までを保育するB型があります。すべての保育所に13時間以上の開所を義務付けています。施設基準等は、認可保育所に準じた基準になっています。保育料は、施設ごとに設定しています。	育成課 子育て支援課
家庭福祉員	子どもの保育についての技術及び経験を持ち、区が家庭福祉員として認定した方が、自身の家庭で2歳未満の子どもを保育する事業です。少人数で家庭的な環境で保育を実施します。なお、家庭福祉員の認定及び施設については、一定の基準が設けられています。	子育て支援課
認定こども園の設置	就学前の子どもを、保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する事業です。	育成課 子育て支援課

### 多様な保育サービスの提供

<具体的な取り組み方針> 保護者の就労形態の多様化などによる多様な保育需要に対応するために、認可保育所や私立幼稚園などで様々な保育サービスを展開します。従来実施していた病後児保育事業に加え、新たに病気の回復期にいたらない児童を保育する病児保育事業を実施します。		
事業名	事業内容	所管
延長保育事業	保育所で通常の保育時間を超えて子どもを保育する事業です。	子育て支援課 保育管理課
病児保育事業(新)	児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合に、当該児童を一時的に保育する専用スペースを診療所等に付設して保育を行う事業です。	育成課 子育て支援課

病後児保育事業（施設型） 病後児保育事業（訪問型）	（施設型）保育所に在籍中等の子どもが、「病気回復期」であることにより、集団保育が困難な期間、保育所などで一時的にその子どもの保育を行う事業です。 （訪問型）保育所に在籍中等の子どもが、「病気回復期」であることにより、集団保育が困難な期間、家庭等に保育士等が訪問して子どもの保育を行う事業です。	育成課 子育て支援課 保育管理課
休日保育事業	日曜・祝祭日や年末年始に保護者が仕事などのため保育ができない場合に子どもの保育を行う事業です。	育成課 子育て支援課 保育管理課
私立幼稚園2歳児受入れの実施	私立幼稚園において、2歳児からの受入れを行い、幼稚園教育カリキュラムによる必要な知識の早期取得や幼児の心身の健全な発達を醸成します。	育成課
私立幼稚園での預かり保育事業	私立幼稚園で通常の保育時間以降や夏休みなどに子どもをお預かりする事業です。	育成課
特定保育事業	保護者の就労形態等に合わせ、週2、1日程度または午前が午後のみ必要に応じて、子どもの保育を行う事業ですが、今計画では、通常保育及び一時保育の中で実施していく。	
夜間保育所の設置(新)	保護者の就労形態が多様化する中、夜間においても保育に欠ける児童に対する保育を行う事業です。	育成課 子育て支援課
(仮称)子育て送迎ステーションの設置(新)	待機児の地域格差を解消するために、駅周辺等に(仮称)子育て送迎ステーションを整備し、待機児の多い地域から少ない地域への保育園へ送迎を行う事業です。	育成課 子育て支援課

### 学童保育クラブ事業

<p>&lt;具体的な取り組み方針&gt; 放課後、保護者が働いていたり、病気などで面倒をみられない小学校低学年の子どもを保育します。真に必要な地域について、増設を行い、事業の充実に努めます。</p>		
事業名	事業内容	所管
学童保育クラブ事業	放課後帰宅しても保護者の就労または疾病等の理由で適切な監護を受けられない小学校低学年の児童(障害がある児童は6年生まで)に生活の場を与え、指導、健全育成を図る事業です。各小学校へ学童を設置し、国が推進する放課後子どもプランを視野に入れた取り組みを行っていきます。	育成課 子育て支援課

## ( 2 ) 在宅の子育て家庭への支援

### 在宅の子育て家庭に対する保育サービスの提供

<具体的な取り組み方針> 出産や通院等で子どもを保育することが困難になった場合や保護者がリフレッシュや自身の活動を行う場合にも利用できる在宅の子育て家庭も視野に入れた保育サービスの充実を図ります。		
事業名	事業内容	所管
一時保育事業（施設型） 一時保育事業（訪問型）	（施設型）保護者が仕事の都合や通院のほか、自身の活動やリフレッシュなどの場合に、保育所などで一時的に子どもを保育する事業です。 （訪問型）保護者の疾病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要な場合に、保育士等が家庭を訪問して子どもの保育を行う事業です。	育成課 子育て支援課 保育管理課
ファミリーサポートセンター事業	区民相互の助け合いにより子育てを支援する事業で、支援を必要とする人（ファミリー会員）と支援することができる人（サポート会員）を結ぶ会員制の育児支援事業です。	育成課
ショートステイ事業	親の病気・出産・出張などの理由で育児が困難なとき、子どもを泊りがけで短期間保育する事業です。	子育て支援課
トワイライトステイ事業	残業等で親の帰宅が遅い場合、夜間子どもをお預かりして、夕食の提供など生活の援助を行います。	子育て支援課
育児支援訪問事業	特定妊婦及び産後うつや育児不安の強い母親に対して、ヘルパーや助産師、保育士等が家庭を訪問し、家事や子どもの保育を行う事業です。	子育て支援課
子育てひろばの実施	子育て中の親が出会い、情報交換や相談のできる拠点として子育てひろばを設置して親の孤立化を防止します。	子育て支援課

## ( 3 ) 保育サービスの質の確保

<具体的な取り組み方針> 良質な保育サービスを提供し続けるために、第三者評価制度の活用等により、質の維持向上に努めます。		
事業名	事業内容	所管
第三者サービス評価の実施	区立の保育施設において、第三者評価機関による専門的かつ客観的な立場からの評価を行い、保育サービスの質の向上を図ります。また、認証保育所が第三者評価を受ける際の助成を行い、サービスの向上を促進していきます。	福祉管理課

## 2 子どもが健康に育つまち

### (1) 母子の健康の推進

#### <具体的な取り組み方針>

妊娠中から母子の健康を保ち安心して出産を迎えるための定期健診や訪問指導を行い、育児不安を早期に発見し対応するとともに、乳幼児の事故防止や小児感染症の予防に取り組みます。また、子どもたちが健全な食生活を実践するための家庭・学校・地域などにおいて食について学ぶ機会を提供し、食に対する理解を深めていきます。

事業名	事業内容	所管
安全・安心な妊娠・出産を迎えるための環境づくり(新)	妊婦健康診査14回分等を助成することにより、妊娠中の健康管理を充実させ、母子の健康障害を予防します。 また、不妊治療に係る費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減します。	保健サービス課 保健センター
こんにちは赤ちゃん訪問事業(新)	出生通知票をもとに助産師・保健師が生後4ヶ月になるまでの赤ちゃんがいる家庭を訪問し、体重を測りながら育児上の心配事や産後の体調のことなどの相談にのり、育児不安の解消を図ります。また、生後2ヶ月時にお母さん同士が交流する場を提供するなど、多様なアプローチにより保護者の育児不安や孤独感の軽減を図ります。	保健サービス課 保健センター
育児支援に重点をおいた乳幼児健診	乳幼児の疾病の早期発見・早期予防に努め、健やかな子育てを支援します。また、母親の心の健康に重視した問診票の活用により、母親自身の健康づくりを支援します。	保健サービス課 保健センター
1.6歳～2歳児グループの支援	子どもの発達の違いや子どもとの関わり方が不安な親に対して、親子でのグループ遊びや専門家を交えたグループワークなど個々の事情に応じた有効な方法を活用し、親子の成長を支援します。	保健サービス課 保健センター
乳幼児の事故予防対策	家庭における乳幼児の不慮の事故を防ぐために、乳幼児健診時や児童館・育児グループへの出張教育の際にビデオ・チャイルドマウス等を利用した事故予防教育を実施します。	保健サービス課 保健センター
乳幼児の急病時応急対策	子どもの急病時に、的確な対応・判断ができるように、緊急時の応急手当などを記載した育児支援ガイドブックを配布するほか、乳幼児健診・育児学級・育児グループの際に急病時の対応を指導します。	保健サービス課 保健センター
はしかの予防接種	はしかが流行しないように予防接種率100%を目指し、接種状況の把握や未接種者への勧奨を行います。	保健サービス課 保健センター
結核の予防接種	結核の予防接種BCGの接種時期が6ヶ月未満のため、4ヶ月の乳幼児健診時に予防接種を行います。医学的な判断で6ヶ月未満の間に接種できなかった児童に対しては、医療機関での接種を行います。	保健予防課

アレルギー相談の実施 (改名)	乳幼児健診等での個別相談のほか、アレルギー相談窓口を設置し、随時相談に応じます。必要に応じて栄養士や環境衛生担当者、食品衛生担当者等と連携して相談体制の充実を図ります。	保健サービス課 保健センター
アレルギー性疾患に関する知識の普及啓発 (見直し)	アレルギー情報の提供、アレルギー性疾患の症状へのケアや予防など、リーフレットの作成や講演会等によりアレルギー性疾患に関する正しい知識を普及します。	保健サービス課 保健センター
栄養教育の実施	子どもの健やかな成長や発達のために、母親学級、乳幼児健診、児童館、育児グループ等における栄養指導やリーフレットの配布により望ましい食生活についての栄養教育を実施します。また、小児期からの生活習慣病の早期発見と本人及び保護者への予防指導を行います。	健康推進課 学務課
親と子の食育推進事業 (新)	保育園等の保護者に対して、家庭での食育の取り組みに関する教室を実施します。また、幼児向け食事バランスガイドコマの貸し出しや教材の提供を通して、園における食育の推進を支援します。	健康推進課
すくすく歯育て支援事業 (新)	子どものむし歯が急増する2歳期に母子双方の歯科健診と予防処置を行うことにより、かかりつけ医の定着を促し、子どものむし歯を予防します。また、歯育てに関する知識の普及啓発のために健康教育を実施します。	健康推進課
子ども医療費助成の実施	中学校3年生までの児童に対し、食事療養費自己負担分、差額ベッド代等を除いた保険診療自己負担分の助成を行い、医療費負担を軽減します。	子育て支援課

## (2) 児童虐待の防止

<p>&lt;具体的な取り組み方針&gt;  子ども家庭支援センターを中心に、児童虐待の予防・早期発見・早期対応に取り組みます。乳幼児健診時のスクリーニングや健診未受診者への働きかけなどを通じて児童虐待の防止を推進するとともに、育児不安や孤立感などに悩む親に対して働きかけを行い児童虐待を予防します。</p>		
事業名	事業内容	所管
虐待防止早期支援事業	子ども家庭支援センターと保健所・保健センターが連携して虐待予防、早期発見を行います。エディンバラ産後うつ質問票を活用して虐待リスクの1つである産後うつの早期発見と支援を行い、必要な場合は精神科医や臨床心理士による相談を行います。また、保健師が健診未受診者の状況を把握して、育児不安や孤立感に悩む親に対して働きかけを行い、児童虐待を予防します。	子ども家庭支援センター 保健サービス課 保健センター
グループワークの実施	「子どもとの接し方がわからない」「子どもの愛し方がわからない」などの悩みを持つ親に対してグループで話し合う機会を設定し、親の支援を通して児童虐待を予防します。	子ども家庭支援センター

育児支援訪問事業（再掲）	特定妊婦や産後うつ、育児不安の強い母親に対して、ヘルパーや助産師、保育士等が家庭を訪問することにより虐待の発生を予防する事業です。	子ども家庭支援センター
要保護児童対策地域協議会（改名）	要保護児童、要支援児童及び特定妊婦に関する事例検討や連携方法の確認を関係機関で定期的に行い、適切な援助を実施して虐待を予防します。	子ども家庭支援センター
虐待相談の実施	虐待に関する相談を受け、児童相談所や各関係機関と連携して子どもの安全を確保するとともに、家族への援助を実施します。	子ども家庭支援センター
ショートステイ事業の実施(再掲)	親の養育機能が低下している場合に、施設で子どもを一時的に預かり、子どもを虐待から保護していきます。	子ども家庭支援センター
見守りサポート	児童養護施設等での措置終了後に家庭復帰となり、再び家族で過ごす親子に対して、地域での見守りを行います。	子ども家庭支援センター
子どもと親に対する支援の実施	虐待を受けた子どもの心理療法、親に対するカウンセリング等を実施し、安定した生活を送れるように支援するとともに、虐待の再発を防止します。	子ども家庭支援センター
配偶者暴力防止事業（新）	配偶者暴力（DV）は、暴力を受ける配偶者だけでなく、同居する子どもの心身にも深刻な影響を及ぼします。子どもが健康で安全に生活することができるようにDV相談を実施します。また、DVの早期発見に向けた啓発パンフレットの作成・配布を行います。	人権推進課
（仮称）子ども総合センターの整備	すべての子どもと家庭に対して妊娠・出産期から学齢期・思春期に至るまでの一貫したきめ細やかなサービスを行う拠点として（仮称）子ども総合センターを整備します。特に、児童虐待防止に総合的に取り組む体制を強化します。	育成課

### 3 子どもの成長をみんなで支えるまち

#### (1) 企業の取り組み支援

<具体的な取り組み方針>

区内企業に対し子育てに対する取り組みの啓発を行うとともに、職場環境の整備を促進します。

事業名	事業内容	所管
企業向けセミナーの実施	区内の企業向けにセミナーを実施し、ワークライフバランスの推進や育児休業制度の定着を図る。また、事業者が次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定すること等について企業の理解を促進します。	育成課
中小企業のための仕事と生活の調和応援事業	東京都が実施する「東京都中小企業両立支援推進助成金」に対する上乘せ助成を行うことで、企業に対するワークライフバランスの意識啓発や次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定を促進する。	人権推進課

#### (2) 地域の社会資源の活用

<具体的な取り組み方針>

地域で活動する方々や様々な団体の子育て支援活動を支援するとともに、地域にある子育て支援に関する資源の活用に努めます。

事業名	事業内容	所管
子育て支援活動の拠点整備	子育て支援に関する活動団体に活動場所を提供するとともに、活動のノウハウや、活動団体同士の情報交換を行うネットワークの拠点を（仮称）子ども総合センター、子ども家庭支援センター、基幹型児童館に整備します。	育成課
児童館での保育ボランティア等の活用（新）	児童館の子育て講座等において、地域の子育て経験の豊富な方々にボランティアとして乳幼児の保育を手伝ってもらったり、児童館の製作事業等において地域の方々が持っている様々な子育て支援のノウハウを活用します。	育成課

#### (3) 地域の人材育成

<具体的な取り組み方針>

子育て支援に取り組む人びとを応援し、新たな子育て支援に取り組む人びとの育成に努めます。

事業名	事業内容	所管
区民大学（新）	地域の教育力の向上や子どもたちの健全育成を図るため、区民大学で子どもに関わるボランティアを育成・支援していく講座を実施します。	生涯学習課

## 4 子どもの安全・安心が保たれるまち

### (1) 子どもの安全を守る

#### <具体的な取り組み方針>

死角をつくらない植栽、明るさの確保など、公園の安全性の再検討をするとともに、公園の自主管理団体や近隣住民により、不審者等から子どもたちを守るしくみを作ります。また、地域住民が主体となった自主的に公園を含めたまちの安全を点検したり、危険箇所の改善策を検討する活動を支援します。

事業名	事業内容	所管
安心・安全な公園づくり	次の視点から安心・安全な公園づくりを進めます。 外周には中木等見通しの障害となる植栽を行いません。 樹木の成長を考え、将来的に公園が暗くならないような高木のは配植を行います。 段差の少ない公園づくりを行います。 親が子どもの遊びを目で追える見通しの良い公園づくりを行います。	公園課
公園の安全点検	公園の自主管理団体や近隣住民による公園等の見回りなど、不審者や危険箇所から未然に子どもたちを守るしくみづくりを行います。	公園課
子どもを犯罪から守るまちづくり活動支援	子どもたちのアンケートから犯罪危険の実態を明らかにし、犯罪危険地図づくり、まちぐるみの点検活動を通して危険箇所の改善や子どもを守る活動が区内に広がるよう支援します。	生涯学習課

### (2) 親と子どもが外出しやすい施設環境の整備

#### <具体的な取り組み方針>

乳幼児を持つ親を含めて、全ての親が安全・安心に移動できるように、交通バリアフリー法に基づいて基本構想を策定し、駅や駅周辺のバリアフリー化を一体的に進めます。また、歩行者の安全や遊びなど潤いの場となる公園の整備などを総合的に進めます。

事業名	事業内容	所管
あんしん歩行エリア整備事業	「あんしん歩行エリア」の整備対象に指定された立石・堀切・四つ木の約284haの地区において、車・人・自転車の錯綜による交通事故の多発、放置自転車、違法駐車による道路機能の低下、バリアフリー化への対応などの地域住民が抱える交通安全に関する課題の解消のため、区と警察が連携して交通安全施設の整備等を重点的に実施します。	道路補修課
「誰でもトイレ」の設置	新設公園には、原則としてベビーキープ(子ども専用いす)を常設した「誰でもトイレ」を設置します。	公園課

(仮称)子育て支援ガイドブックの作成 (新)	妊娠から出産、子どもが中高生までの子育て支援サービスに関する情報をまとめた、ガイドブック(冊子)を作成します。	育成課
歩道勾配改善事業 (新)	妊婦や幼児、ベビーカー等誰もが安全で快適に通行できるように、歩道の勾配を緩やかに改善します。	道路補修課
「おむつ替え」や「授乳スペース」の設置	小さな子どもを連れて親が安心して外出を楽しむため、おむつ替えや授乳などができるスペースを設置する。	育成課
3人乗り用自転車購入費助成	道路交通法の改正により、平成21年7月から幼児を乗せる3人乗り自転車が解禁になった。これに伴い、子育て中の保護者が当該自転車を購入等する場合にその費用の一部を補助する。	育成課

**(3) まちづくりや子どもの遊び場づくりに子どもや子育て中の親の参画の推進**

<p>&lt;具体的な取り組み方針&gt; 子どもや子育て中の親、地域住民などの意見を取り入れながら、まちづくりや児童館の行事を進めていきます。</p>		
事業名	事業内容	所管
子どもと子育て中の親の意見を取り入れた児童館づくり	児童館の行事や企画に子どもや地域の人たちの意見を取り入れ、利用者の視点に立った児童館づくりを進めます。	育成課
あんしん歩行エリア整備事業(再掲)	「あんしん歩行エリア」の整備対象に指定された立石・堀切・四つ木の約284haの地区において、車・人・自転車の錯綜による交通事故の多発、放置自転車、違法駐車による道路機能の低下、バリアフリー化への対応などの地域住民が抱える交通安全に関する課題の解消のため、区と警察が連携して交通安全施設の整備等を重点的に実施します。	道路補修課

## 5 子どもの心身が健やかに成長するまち

### (1) 確かな学力の定着

#### <具体的な取り組み方針>

義務教育終了までにすべての子どもが生涯にわたり学習する基礎が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの能力を高めていくための取り組みを行います。

事業名	事業内容	所管
わかる授業の推進(拡大)	学習支援講師を増員し、少人数指導や習熟度別授業を充実するとともに、学習の習熟が十分でない児童・生徒に授業中の学習補助として、学習サポーターの配置や保護者、学生ボランティアなどの授業への協力を進めます。	指導室
授業時数と学習機会の確保	小中学校の夏季休業日の1週間の短縮は引き続き行い、1週あたりの授業コマ数の増加や土曜日の活用、放課後、家庭学習により、学習機会を確保していきます。	指導室
総合的な学習の時間の充実	体験的な学習を中心に授業内容を充実させていきます。教科では学べないような横断的な学習を実施していきます。	指導室
情報教育の充実(拡大)	情報機器を活用した授業の充実や児童・生徒の情報活用能力の向上、情報モラル教育を積極的に推進していきます。	指導室
読書活動・学校図書館の充実(拡大)	司書教諭や学校図書館支援指導員との十分な連携のもと、学校図書館ボランティアが運営に参加できる仕組みづくりを進めるとともに、公立図書館の資料を利用しやすくするため、学校図書館にインターネットに接続できる蔵書検索用のコンピュータを設置していきます。	指導室

## ( 2 ) 豊かな心の育成

### <具体的な取り組み方針>

近年、若者による不条理な事件が多発しており、その背景として、精神的に未熟で、人間関係が不得手で、社会や人とのつながりを築けない孤独な若者像が指摘されており、「心の教育」が必要とされています。子どもたちがこれからの社会を生き抜くために、学校・家庭・地域社会が責任を持って正義感や倫理観、思いやりの心などを育み、豊かな人間性を持った社会人を育成することをめざします。

事業名	事業内容	所管
ジュニアリーダー講習会の実施	子ども会活動における少年リーダー（ジュニア・リーダー）の育成を目的とした葛飾区子ども会連合会と区の共催事業で、ジュニア・リーダーとして必要な知識や技術を習得し、様々な年齢や地域の子どもの指導者と交流することを通じて、豊かな人格形成を図ります。	地域教育課
家庭教育の充実(拡大)	子育て、家庭教育に関する学習・交流の場や自主的な学習を推進するための「子育て・家庭教育応援制度」などを設けていきます。また、子どもの基本的な生活習慣を確立する仕組みとして、「早寝・早起き、朝ごはん食べよう」カレンダーを配付し、生活リズム向上運動を実施していきます。	指導室 地域教育課
いじめ・不登校への対応	いじめや不登校の予防対策や発生後の対策として全校に配置したスクールカウンセラーを活用し、きめ細かく、粘り強く組織的に対応していきます。	指導室
セーフティ教室の実施	警察署を中心に関係機関と連携しながら、児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るためのセーフティ教室を実施し、学校・家庭・地域で子どもの非行・犯罪被害防止を図っていきます。	指導室
健全育成、生活指導の充実	学校支援指導員を臨機応変に配置し、問題行動への早期対応、早期解決を図っていきます。	指導室
部活動の充実	専門的な技量のある地域指導者を確保し、また、地域指導者を部活動の顧問とする取り組みを行い、地域ぐるみで指導体制を充実し、更なる部活動の充実を図っていきます。	指導室 地域教育課
総合型地域スポーツクラブ事業	身近な地域で子どもから高齢者までが色々な種目を様々なレベルに応じてスポーツに親しむための総合型地域スポーツクラブを地域住民が主体となり、設立するとともに、活動内容を充実していきます。	生涯スポーツ課
食育の推進	各学校で食育推進チームを編成し、食育リーダーを選任して、「食育指導計画」を作成するとともに、学校給食をはじめ、家庭や地域との連携を図りながら、食育の推進を図っていきます。	指導室 学務課
体力の向上	児童・生徒の体力測定値が全国平均値を上回ることを目指して、子どもの体力調査を継続的に実施するとともに、目標を掲げ、各学校で特色を持った子どもの体力向上に向けた取り組みを推進していきます。	指導室

( 3 ) 良好な教育環境の整備

<具体的な取り組み方針>

一人ひとりの子どもが、良好な教育環境のもとで学べるよう、あらゆる教育資源を有効に活用し、地域ぐるみ、社会総がかりで教育環境を整備していきます。

事業名	事業内容	所管
特色ある学校づくりの推進	他校にはない独自性を打ち出していくため、教育活動を重点化して、予算を重点的に配分するなど、「特色ある学校づくり」に取り組みます。	指導室
教職員の資質・能力の向上	すべての教員がその職としての特性や個々のライフステージに合わせて資質・能力の向上できるように、さまざまな研修や研究活動を充実させていきます。	指導室
学校評価制度の推進(拡大)	学校の教育活動について、保護者や地域社会に情報を発信し、開かれた学校づくりを一層進めるとともに、適正な評価を受けていきます。	指導室
学校地域応援団の推進	地域における様々な世代の人たちや活動団体の経験、知識を集結し、学校教育が抱える課題に対して、地域が応援することによって豊かな教育環境を整えていきます。学校ごとに「学校地域応援団」を設置し、支援活動を実施していきます。	指導室 地域教育課

## 6 親と子どもがともに学び育つまち

### (1) 親が子育てを学ぶ機会の提供

<具体的な取り組み方針>  
 子育て中の親が親として成長していくことを支援するために、子どもの出産から子どもの自立に至るまで、親のライフステージや子どもの年齢に合わせた多様な学習の機会を提供します。また、父親の育児知識・能力を高めることにより、両親が協力して育児を行うことにより、母親の育児不安を解消し、子育てを楽しむ環境を整備します。

事業名	事業内容	所管
母親学級・ファミリー学級・休日パパママ学級（新）	父として母としての心構えや両親が助け合って育児ができるように妊娠中の生活や出産の話や沐浴実習を実施します。平日に参加できない夫婦のために、休日を利用して休日パパママ学級を実施します。	保健サービス課 保健センター
ブックスタート事業	乳幼児健診時に絵本が入ったブックスタートパックを渡して絵本読みを行います。一緒に絵本を読むことの楽しさや絵本を介して子どもとふれあいことの喜びを伝えます。	葛飾図書館
親の学びのプログラム	子どもの年齢や発達段階に合わせた多様な学習プログラムを提供することにより、親の育児不安を軽減し、孤立感を解消します。また、そこで知り合った保護者同士が交流・学習を続けていくための支援をします。	育成課 地域教育課 保育管理課 子ども家庭支援センター 保健サービス課 保健センター 健康推進課

### (2) 相談や出会いの場の提供

<具体的な取り組み方針>  
 身近なところで地域の人々や子育て中の親同士が出会い、情報交換や相談ができる場を提供し、子育て中の親の孤独感や不安感を解消します。

事業名	事業内容	所管
育児グループの育成・支援	同じ月齢を持つ母親のグループのほか多胎児のグループなど多様な育児グループに対して、健康情報等を提供し、育児の問題に対する理解と問題解決方法を学ぶとともに子育て中の親同士の仲間づくりを推奨し、親の孤立と育児不安を解消します。	保健サービス課 保健センター
子育てひろばの実施（再掲）	子育て中の親が出会い、情報交換や相談のできる拠点として子育てひろばを設置して親の孤立化を防止します。	子育て支援課

子ども家庭支援センター	18歳までの子どもや子育て・家庭に関する総合的な相談を受けるとともに、深刻な問題に対しては、児童相談所や保健所・保健センター等関係機関と連携しながら継続的に支援します。	子ども家庭支援センター
悩みごと相談の実施（見直し）	夫婦や子ども、家庭のことなど母親をはじめとした女性が抱える悩みなどの相談に対応します。	人権推進課
児童館における乳幼児や保護者への育児支援（新）	乳幼児と保護者が気軽に児童館を利用し、「のびのび広場」、「子育て講座」、「親同士の交流」、「子育て相談」の各事業を通して子育て中の保護者が安心して子育てできる環境を支援していきます。	育成課

### （ 3 ） 次の親世代の育成

<p>&lt;具体的な取り組み方針&gt; 子どもたちが次世代の親に成長していくという点を重視し、小学生や思春期の子どもたちの乳幼児とのふれあいを促進して子どもの豊かな心を育むとともに、命の大切さや親になることの意味を考える機会を提供します。</p>		
事業名	事業内容	所管
乳幼児のふれあい体験の推進（見直し）	保育園等において、小学生・中学生・高校生が小さな子どもとふれあう場を提供することを促進していきます。	育成課 子育て支援課 保育管理課 児童館 保育園

#### ( 4 ) 年代や興味・関心に応じた様々な子どもの居場所づくり

##### <具体的な取り組み方針>

子どもの個性に合わせた多様な居場所づくりを地域とともに進めていきます。

事業名	事業内容	所管
乳幼児の利用に配慮した遊び場づくり	次の視点から乳幼児の利用に配慮した遊び場づくりを進めます。公園には、幼児にも利用できる遊具を設けます。また、幼児が安心して遊べるよう、可能な限り幼児コーナーを設けます。幼児コーナーには、幼児の利用頻度の高い砂場を設けます。砂場には柵を設け、犬猫のフン害による衛生面に配慮します。	公園課
わくわくチャレンジ広場	小学生の放課後等の「楽しい居場所」である、わくわくチャレンジ広場（放課後こども事業）の自由遊びとともに、学習や文化・スポーツ活動など内容の充実を図り、子どもたちの豊かな社会性や創造性を育てていきます。また、学童保育クラブと連携し、放課後子どもプランを推進していきます。	地域教育課 育成課
地域行事への子どもの参加	小学生の社会参加を促進していきます。また、様々な体験を通じて年齢や地域の異なる仲間と交流することにより、豊かな人格形成を図ります。	地域教育課
学び交流館の居場所づくり	学び交流館に、中高生が気軽に仲間と集える機会を提供していきます。	生涯学習課
図書館のヤングアダルトコーナーの充実	中高生向けの資料の充実を図りながら、参加型の企画やグループ学習のできるスペースの提供を行い、ヤングアダルトコーナーの利用を促進します。	葛飾図書館
かつしか少年キャンプの実施（新）	葛飾区子ども会連合会と区の共催事業で、小学校高学年の子ども会員に野外活動体験の機会を提供するとともに、子ども会のリーダー養成を図り、子ども会活動の活性化に寄与します。	地域教育課
地域行事への子どもの参加（中高生）	中高生の社会参加を促進していきます。また、様々な体験を通じて年齢や地域の異なる仲間と交流することにより、豊かな人格形成を図ります。	地域教育課
ボランティアの奨励	中高生が他人から必要とされる喜びを体験するため、ボランティア活動の場を設け、ボランティアの奨励をしていきます。	ボランティアセンター
児童館でのあそびの広場（小学生）（新）	小学生の自主性、社会性、創造性を育み、子どもたちの健やかな育成を図るために、集団あそびや伝承あそび、読み聞かせや工作などを指導員のもとで子どもたちの声を取り入れながら安全に行います。	育成課
児童館での中高生の居場所づくり（見直し）	中高生が気軽に集い、簡単なゲーム等で憩える場や、バンドやダンスなどの自主的な活動の場を提供することで、中高生の健全育成と仲間づくりを支援します。	育成課

## 7 一人ひとりの特性に配慮するまち

### (1) ひとり親家庭への支援

<具体的な取り組み方針>  
ひとり親家庭が抱える経済的、心理的な子育て上の困難を緩和するための施策を推進します。ひとり親が就労しやすい環境を整備し、生活や経済的な自立を支援します。また、母子家庭だけでなく、父子家庭も視野に入れた施策を検討します。

事業名	事業内容	所管
ひとり親家庭の総合支援の実施	経済的な問題、就労、子どもの養育など様々な悩み相談に応じて助言・情報提供を行うほか、母子世帯に対して「母子自立支援プログラム策定事業」を実施し、就業・自立を支援します。	子育て支援課
母子生活支援施設の建替え（新）	老朽化の進む施設の建替えに伴い、母子世帯の安定した生活状況を確認するためのサービス向上、自立促進を図ります。	子育て支援課

### (2) 障害児への支援

<具体的な取り組み方針>  
障害のある子どもの療育体制や相談体制の整備を進めます。また、障害のある子どもの社会参加の拡充や自立支援と障害のある子どもの保護者への支援を充実させていきます。

事業名	事業内容	所管
子ども発達センター（改名）	障害のある乳幼児とその家族が地域で生活し、保育園や幼稚園に通いながら必要な訓練などの療育を受けたり、個別相談を行うとともに、親同士の交流を図る機会を提供します。また、保育所・幼稚園への訪問指導を行うなど関係機関と連携していきます。	障害者施設課
ふれあい交流の実施	障害のある児童とない児童が互いに交流し、その保護者も障害について理解する場を提供します。	育成課
疾病・障害の早期発見・早期対応	低体重で出生した乳児の入院中の医療費、精密検査を受ける必要のある乳幼児の検査料、機能回復に必要な医療費などを助成することにより、子どもの健康管理に係る経済的負担を軽減して早期の治療・療育を図ります。	保健サービス課 保健センター
障害乳幼児療育施設利用者の負担軽減	地域社会における障害のある乳幼児の自立更生を促進し、早期療育を充実させるために、保護者の経済的な負担を軽減します。	障害福祉課

子育て支援行動計画 策定委員会 議事録

日 時	平成21年8月17日(月) 14時00分～16時30分	場 所	葛飾区男女平等推進センター 洋室A
出席者 (18名)	村井 美紀 委員 鈴木 秀史 委員 上田 郁子 委員 清水 正六 委員 山田 伸子 委員 伊藤 美知香 委員	阿部 優美 委員 町山 芳夫 委員 中道 浩一 委員 阿部 久之 委員 福島 一雄 委員 小玉 薫 委員	櫻井 慶一 委員 信川 仁道 委員 松田 光子 委員 井上 洋一 委員 篠原 淑子 委員 小林 葉子 委員
欠席者 (7名)	加藤 尚子 委員 浦岡 秀次 委員 佃 理恵 委員	山口 千晴 委員 内田 眞義 委員	芝山 薫 委員 遠藤 ふじ子 委員
事務局 (6名)	鹿又 幸夫(子育て支援部長) 佐藤 秀夫(計画担当係長) 本間 晶子(計画担当係主任主事)	赤木 登(子育て支援部育成課長) 羽鳥 秀明(計画担当係主査) (コンサル 森 すぐる)	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・資料1 第2回策定委員会課題整理               <ul style="list-style-type: none"> <li>1-1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の概要</li> <li>1-2 平成18年度全国母子世帯等調査結果報告</li> </ul> </li> <li>・資料2 平成20年度子育て支援に関するアンケート集計表</li> <li>・資料3 後期「葛飾区子育て支援行動計画」の主な事業</li> </ul>		
<p><b>1、議事</b></p> <p>(1) 第2回策定委員会における課題について</p> <p>委員長挨拶、配付資料確認を行った。</p> <p>事務局より「第2回策定委員会課題整理」についての説明を行った。</p> <p>「1. 中高生の意向調査について」</p> <p>区で実施した「中高生ヘルパー体験講座」に参加した中高生にアンケート調査およびグループヒアリングを実施し、現在とりまとめをしている。</p> <p>「2. 育児休業法の改正及びワークライフバランスに関する資料について」</p> <p>「資料1-2 平成18年度全国母子世帯等調査結果報告」</p> <p>信川委員：昨年から金融危機で経済状態はだいぶ変わっているのに、平成15年や平成18年の資料が出されるのは遺憾である。事務局でもっと新しいものを極力集めてほしい。これでは全然参考にならない。</p> <p>事務局：母子あるいは父子という関係で調査されているものが少ないので、傾向として見てほしい。グループヒアリング、あるいは面接調査等の形で補えればと考えている。</p> <p>村井会長：厚生労働省がやっている調査は、国勢調査を基にしてやっているもので5年に一度だから、このレベルでの調査ではこれが最新版ということになる</p>			

信川委員：この会だけではなくて、ほかの会でもみんなこういう式だ。百年に一遍の経済危機だ。もしも資料が欲しいのだったら商工会議所に聞いてほしい。ある程度のところまでは出ると思う。古いものではなくてできるだけ新しいもので検討したほうがいい。

今は、年収200万円以下の人が1000万人を超えている。それなのに（父子家庭の平均年収が）400万円といったら中産の上になってしまう。なるべく事務局のほうで調査しながら新しいものを出していただきたい。

村井会長：国の働き方に関する対象企業は、たしか500人以上だが、葛飾区には500人以上の企業がどれくらいあって、どのくらいの人たちが育児休業法の対象になっているのか。対象になっていない企業あるいは商店や個人営業の方たちの中で、子育て中の母親や父親がどのくらいいるのかを踏まないと、葛飾区の働き方の支援が見えてこない。葛飾区内の企業規模とか就労人口、構成をお教えいただきたい。

事務局：それについては資料として用意する。

櫻井委員：全国で母子世帯がどのくらいあって、母子世帯率はどうなのかという、数値が知りたい。

また、葛飾区と比べてどう違うのかということについて、わかれば教えていただきたい。

事務局(森)：次回、どういうふうに推計されるかお知らせする。

中道委員：父子世帯の当事者の方に聞き取り調査をするということだが、団体名は。

事務局：「東京葛飾父子家庭当事者の会」。

福島委員：ひとり親、特に母子世帯の年間収入の低さは昔から言われてきている。貧困率は母子世帯の中で57%が貧困だとある雑誌に書かれていた。私どもの法人の中に母子生活支援施設があるが全体に貧困で、ほとんど月収15万円以下。それも常勤とパート・非常勤の違いがかなり鮮明に出ている。

子どもの生活時間に合わせてパートや非常勤で就労せざるを得ないということもあるが、結果的にいろいろな資格や技術がないとパートになってしまい、それで収入が低い。母子生活支援施設から見ると、母子世帯の多くは収入が月5万円だとか10万円未満がという結果が鮮明である。

世界不況の中で、解雇されたりして貧困に陥っていくということが盛んに騒がれているが、やはり真っ先に母子世帯が切られている。

## (2) 平成20年度子育て支援に関するアンケート集計表について

事務局より「平成20年度子育て支援に関するアンケート集計表」の説明を行った。

小林委員：「あまりそう思わない」「そう思わない」という数字が高いところに目を向けていかなければいけない。(15)安全や、(16)地域の子どもを犯罪から守るなど。この資料と対の資料3と見比べると、そういったものは資料3の中に今後の方向として取り入れられてきているので、大変有意義である。

子育て支援に関する意見要望に「親子関係がほしい」とあるが、資料3の在宅の子育て家庭の支援の中に、子育てひろばの実施というものが盛り込まれている。他区でこれと

同じような取り組みがあるが、区内でも試験的に取り入れていくと、お母さんたちのストレス解消のためにもいいのではないか。物事を一挙にすべての地域でやるのではなく、一箇所でも試験的にまずやってみるという試みも有効ではないか。

「ホームレスが増えていて危険」というものがあるが、こういう書き方だとホームレスの人すべてが危険だと思わせるので、配慮が必要。その下に「子育て支援に関する情報がきちんと区民に届くように広報の方法を工夫してほしい」というのがあるが、例えば、広報全面が子育てのことをすべて網羅して、その紙面を見たら、「今葛飾ではこんなふうに子育て支援をやっている」ということが一つの冊子のようにわかるようなものを出していけたら、理解が深まるのではないか

村井会長：ホームレスが増えるということと、それで子どもが危険にさらされることはイコールではないというご指摘はとても重要だと思う。葛飾区内でホームレスは増えているのだろうか。ちょっとわからないのであとで教えていただきたい。

町山委員：「基本目標6、子どもたちの豊かな人間性を育む教育環境の整備」で、今、幼児教育が非常に重要だと言われているが、今回の子育て支援行動計画の中で、幼児教育についてきちんと押さえなければいけないのではないか。

今後、基本的な流れとしては、すべての子どもたちが幼児教育を受ける権利を保障するということになると思う。幼稚園は幼稚園教育要領で、保育園は保育指針でやっている。一部の英才教育、早期教育ではなく、子どもの育ちの上に立った幼児教育を、葛飾区の子育て支援行動計画では認めていただきたい。

前回も挙げたが、幼稚園に上がる前の0、1、2歳の子どもが集う場所を子育てひろば事業で、ぜひいろいろなところで機会を多くしていただきたい。資源として、私立幼稚園をぜひご活用いただきたい。中にはマタニティからやりたいという園もある。

幼稚園ガイドも、最初はお母さん方の私立幼稚園を調べようという動きから始まった。葛飾区の私立幼稚園連合会が完全にバックアップするという形で、2号以降はほとんど全園掲載され、現在は制作費の半分を区から助成してもらっている。

小林委員：今の発言に関連するが、「子どもたちの豊かな人間性を育む教育環境の整備」で、「子どもたちは元気に楽しく小学校に通っている」とある。今、小学校教育と幼児教育と合わせて8年の教育とか言われる時代になっているのだから、こういうところを小学校でくくってしまわないでほしい。幼児教育の中で、人間性を育てていく部分がたくさんある。その部分と、小学校で育む部分、そして中学校でもある。その辺のくくりをもうちょっと幅広く捉えることができるのではないか。

村井会長：子どもってそうやって年齢で区切って「ここまではこうで、ここからはこうで」というものではないと思う。そういう意味では、幼児、乳児から学齢期に来て、そして中学生という対象でやったときに、中学生に関してのデータが少し弱い。

中学生ぐらいの年齢の子どもを持っている親の子育ての悩みも、乳幼児期の悩みと共にかかなり大きいのではないかと思ったときに、それに対応するような実態のデータが欲しい。唯一ここの自由回答のところに、「夜中に遊び回る中高生が周りの迷惑をかえりみない」というのがある。これは周りの迷惑もあるが、夜中に遊び回っている中学生を持っている親御さんの悩みも深いだろうと。乳幼児期から、せめて中学生ぐらいまでを対

象にした子どもと親御さんへの支援というふうにターゲットを広げられないかと思う。

篠原委員：「基本目標4 地域で子育てを支える人づくり、ネットワークづくりに関する質問」のところが弱いという報告があった。子育てネットワークが育成課と協働で、「かつしか子育てマップ」を作って配布したり、ウェブで立ち上げている。幼稚園も小学校も中学校もウェブ上にホームページがあるが、ちょっと見にくいかなというのが実感だ。子どもの環境に関するウェブということで、かつしか子育てマップから拡大していくような形で、小学校、中学校というような、子どもに関するウェブのホームページのようなものができたらいいのではないかと思う。

葛飾は転入が多い中で、転入してきたときに見るもの、活用するものがあるというのは必要だと思う。

清水委員：「子どもを犯罪から守る地域」のところ、「そう思う」「やや思う」というのが17.2%と、大変厳しい目で見られているが、これからの区の方角として、他区では防犯カメラなどの設置計画があるのかどうか。

また(11)「子育て支援を支援する団体や自主サークルなどが活動しやすい環境が整っている」についてこれから葛飾区としては地域との環境について、どのような考えなのか、お聞かせいただきたい。

事務局：防犯カメラ等については、地域振興課が中心になって、区全体で取り組むとともに、助成対象となっており、商店街などで幾つか付けているところがあると聞いている。

基本目標の人づくりネットワークというところは、民間との協働という分野に馴染むところでもあり、取り組みもしている。これについては施策としてもう少し進めていきたい。前回の子育て支援行動計画では、この分野は施策そのものが非常に弱い。区としてはもう少し力を入れていきたいと考えている。

松田委員：(11)「子育て支援する団体や自主サークルなどが活動しやすい環境が整っている」は、大変低い数字となっているが、子育て支援にかかわっている団体はたくさんあるのではないか。例えば、午前中、児童館にゼロ歳児から1歳児ぐらいの子どもとお母さんを集めて、子どもの世話をしている。そのときに民生委員とか主任児童委員が子育て相談をしている。既存の活動をしているところがたくさんあるので、大いに利用していただきたい。

村井会長：いろいろな団体、グループが活動しているという実態があるのに、評価としてはあまり整っているとは言えないというのは、認知度が低いということか。

小玉委員：子育て入門編としてのこのガイドブックの冊子も、母子手帳などと一緒に手渡し、ネットワークや、こういうのをやっていますというチラシも一緒に入れてもらえると、すぐわかる。冊子に載せなくてもいいので、一緒にチラシを入れてもらいたいと思う。

ブログや携帯のメルマガで情報を配信したり、スーパーにチラシを置いてもらえるとすごくいいなと思う。

福島委員：先日、経済雑誌に「子どもに優しい自治体格付け」というタイトルで全部の自治体が掲載されていた。これで見ると、新宿は総合得点61点で、葛飾は46点で13位。その中で、教育費と児童福祉費にかなりいい点数がついていた。

事務局(部長)：別の月刊誌では、県庁所在市と23区の69団体を対象としており、第1位新潟市、23区では

新宿区が一番よくて3位、葛飾区は全国7位と評価されている。指標の取り方で評価は変わるが、「子育てするなら葛飾」という思いで取り組んできて成果は出てきていると認識している。

櫻井委員：新潟市の前回の行動計画とそれ以前エンゼルプランの策定委員長をしてきた。東京は財政力があり、評価が高くなる傾向にある。新潟が1位に選ばれるとしたら、どういう指標を重視したかがわかる。順位に一喜一憂する必要はない。

むしろ、このアンケート集計結果では、「子育てを支援する団体、自主サークルなどの活動しやすい環境が整っているかどうか」という項目に注目したい。

従来、行政はそういうサークルに対して、自主性に任せるということで活動場所の保障などが十分ではない。今後、地方分権や地方自治を考えたとき、市民の自主的な活動が重要になる。

このアンケートから、「子育てを支援する生活環境、子どもがのびのび育つ環境の整備」も、重要なポイントなんだろうと思う。今、保育サービスの保育所は、基本的にはいい線になってきたようだという評価をされている。全国的に見て、2回のエンゼルプランと、前期の行動計画という15年の積み重ねによって、保育サービスの部分はかなり整備されてきた。それよりもう一つ踏む込んだところでの子どもの育ちを応援していくという施策が求められているというふうに、私は感じている。

今後、整備目標量等が出てくるが、一時保育（一時預かり）などの集いのひろば事業等が、区民のネットワークと関連したところとリンクしていかないとならない。アンケートから導き出されるニーズ量は、これまでと比べて相当大きなものになる。そのニーズに応えるには、ファミリーサポートはじめ、いろいろなものを広い意味の民間の力を借りていかないと整備できないと思う

阿部(優)委員：ネットワークに参加するお母さんたちはいいが、自分からはあまり参加できないというお母さんたちもいて、それらの人への支援が課題となる。そのためにも、一時預かりの場で相談ができることをすればいい。豊島区で先例があるが、ちょっと買い物に行くときに子どもを預けるとか、そうやって回数を重ねて預けていくうちに、そこにいる人との関係ができてくると、お母さんが悩みを話したりできるようになってくる。

例えば杉並区の例でいえば、母乳相談のような、民間のお金のかかる相談所で使える金券を発行している。そういうのがあると出掛けていって、どこかにかかってくる。

あともう一つ、私は保育園にずっとかかわってきたが、年々お子さんが難しくなっているという印象を持っている。小学校の学級崩壊の芽があるようだ。予算の問題もあるだろうが、保育園への支援も大切。

施設ができるとそれで満足しがちだが、そこで子どもが育つためには人手がいる。子どもの受け入れを優先させてしまうと保育者に余裕がなくなり、心のやりとりができなくなる。

だから、保育所の先生たちの人数を増やしてもらいたいし、ゼロ歳、1歳、2歳で丁寧にやってあげたら、そのあとが楽になる。

信川委員：子育て支援に関する意見、要望の一番下のほうに、「子どもたちが悪いことをしたら怒ることを容認してほしい。怒った大人が悪いとされるため、まともに怒ることができない」

と出ている。母親が自分の子どもを怒るのなら、私は何も言うことはないのではないかと思うのだが、この辺のところを皆さんに意見を聞かせていただきたい。

山田委員：子どもをしつけるお母さんたちが、しつけをする以前のところで、どうしていいかわからないのではないか。みんなが正しいと思っているルールがいったい何かというのが、わからなくなってきているのではないか。

しつけの内容がそれぞれのお宅によっても違うし、考え方によって違ってくると思うが、しつけをきちんとしていかなければいけないおうちも確かに多くなっていると思います。よその人から声をかけられると、逆に「声をかけないでほしい」とか、「言わないでほしかった」とか、「あそこのおばちゃんに怒られるからやめなさい」みたいになってしまうというのは、どこでも聞く話ではないかと思います。

お母さんたち自体が、きちんとした生活ができないおうちも増えてきているのも実感している。お母さん自体が普通の生活、朝決まった時間に起きてご飯を食べて、子どもたちにも幼稚園、保育園、小学校に行かせて、そして自分は働くなり、家事をするなりして、そしてお昼ご飯を食べ、夜ご飯を食べ、お風呂に入れて寝るという当たり前の暮らしができない人も多い。そういう生活からきちんとできるようなサポートも必要になってきたのかなということ、現場の日々の仕事の中から感じている。

本当にしつけがわからない。できないのではなくてわからない、人に迷惑を掛けるというのがどういうことなのか、人とコミュニケーションをとってやっていくというのがどういうことなのか、わからない人たちも多くなっていることは実感してる。

町山委員：私はしつけという言葉がどうもしっくりこない。もっと丁寧にしたほうがいいのではないか。山田委員がおっしゃった「人とのコミュニケーション」、それをどのように円滑にできるか。生活習慣をどうやって確立するか。幼稚園、保育園では基本的な生活習慣などと言っているが、区でも「早起き、早寝、朝ご飯」と言っています。

基本的には、幼稚園でもそうだが、まず相手の言い分を聞く。しつけというと、どうしても「強い者が弱い者をよき方向に導く」というようなイメージを持っているが、そうではなくて、子どもたちが今何をしたいのかを丁寧に聞き、その中で指導すべきことを指導してあげる。そういうふうに「人としては君を尊敬 ( respect ) しているけれども、君の考えはまだ違うところがあるよね」といって、そして違う部分を話し合うという、そういうことが私は大事だと思っている。だから、しつけという一方的なやり方で、子どもを導くのはいかなものかと思う。

伊藤委員：今、コミュニケーション能力の足りないお子さんが今すごく増えている。それはやはりコミュニケーション能力の足りない親が多いということだと思う。実際、学校から働きかけても、「それはうちのことだから結構です」と言って話に乗らなかつたりする。

先ほど山田委員からあったように、朝起きて朝ご飯を作って、夜寝るという当たり前の生活ができていない母親もかなりの数だと思う。小学校に朝ご飯抜きで来る子どもたちもいる。実際に朝ご飯じゃなくてカップスープをお湯で溶いて飲んできて、これが朝ご飯だというふうに教えられている子どもも数多くおり、「それはご飯じゃなくてスープでしょ」と言っているのだが、本人は朝ご飯を食べてきたというふうに学校には届けている。「お母さんは作ってくれないの?」と聞くと、「お母さんは寝ている」とか、「会社

に行くので、自分のお化粧とか髪を巻いたりするのに忙しくて、ご飯を作る暇がない」とか、実際にそういうご家庭がかなりある。

子どもとお母さんのコミュニケーションがとれないのに、幼稚園に入って、さあ子ども同士でコミュニケーションをとろうといっても、子どもにはそれがなかなか難しいので、まずは決まった時間に起きて、当たり前な生活をする、家族みんなで子どもと話をする時間をいっぱいとするような、そういうことを親にきちっと教えていく。今区では母親学級とかやっていると思いますが、沐浴指導などではなくて、子どもが産まれたときの子どもの心の指導みたいなことも教えていったら、少しは変わるんじゃないかと、実感として思っている。

村井会長：19年度と20年度のアンケート集計の比較を見ると、20年度のほうが必ず数値が上がっている。

今議論した中で、やっぱり経済状態は厳しくなっているし、人とのかわりが非常に困難になっているし、それが子どもの生活に反映しているし、親はすごくいろいろなことでどうしたらいいんだろうと悩んでいるし、人とのつながりがもっともっと必要だね、これが問題だ、という議論がある。でも、アンケートをやると全部よくなっている。ここの議論の実感とこの数字が乖離しているのか。

事務局：基本的にアンケート対象が実際にサービスを利用されている方々なので、例えば保育園の待機児がぐっと減ってきているという状況を身をもって体験されている方々が答えているということはある。それから、特に公園が不衛生であるとか、遊ぶ環境というのは、これを始めた頃は低かったのが、低い結果について何をやるべきかということ、それぞれの分野で考えた。手前味噌になってしまうが、地道な努力の成果として上がってきているのかと、担当者としては感じている。

村井会長：大きなヒントをいただいた。つまり、子育て支援のサービスに実際にアクセスしている方たちの評価は、比較してよくなっているということ。そうすると、課題はアクセスしていない方たちにどうやってそれを利用してもらい、なおかつその中で支援サービスの成果を出してもらうかということが一つ。もう一つは、回答してきていない人たち、あるいは回答する機会のない人たちの課題というのが、この議論の中で一つ明確になったかなと思う。

櫻井先生に、先ほどのご発言を補足して教えていただきたいのだが、「これまでの5年間の延長線上に考えるのではなくて」というところを、もう少し詳しく解説をお願いしたいのですが。

櫻井委員：今回のアンケートでは、14の保育の特定事業、今回新たに示されている家庭保育員、保育ママなどの事業について、国はサービス目標量を数値化してそれを報告させるという方針をとっている。その場合、国の推計方法ではニーズ量がとても高く出てしまう。葛飾区も、21年の実績と26年の数値を単純に比較すると、すごく大きな差が出る項目がある。子どもが減っている状況を考えてときに、そこではじき出されてきた数値をそのまま、5年後のサービス水準、とりわけハード面の水準を設定してよいのかということ、これを言いたい。

ハード面の整備は一段落しており、問題はもっと深いところ、すなわちソフトや質の

面にある。アンケートからも多くの利用者の目がソフト面に向き始めているというのが実感だ。子どもがのびのび育つ環境とか、子育てを支援する生活環境、基盤整備といったところに子育て支援施策が向かってくれると、その地域は住みやすくなる。

余談だが、長岡市などは学校教育で、子どもたちに家庭のお手伝いをさせるということを重視している。そのことで親が子どもに「何か手伝ってもらって助かるよ」と言う機会を、ある意味では強制的に作っている。そのような仕掛けを作っていくことで、家庭の中の親子関係が変わってきているということ小学校の先生などから聞いた。心は何か具体的なものがないと育たない。心は人間関係や行動の結果育ってくるものだろうと思う。そのような心の教育のための具体的なきっかけなり、手立てを、この計画の中に上手に組み込めないかということを考えている。

### (3) 後期「葛飾区子育て支援行動計画」の主な事業について

井上委員：区内には大きな企業は少なく、事業主行動計画も整備されているかどうか分からない。

企業向けセミナーの実施と、中小企業のための仕事と生活の調和応援事業のほかに、事業主の行動計画が円滑にできるような応援を、区でできないか。例えば区の広報で「事業主の行動計画はこうやればうまくできますよ」とか、あるいはそういうことをやっている企業の姿を紹介する等、いろいろな企業においてそういう計画が練られていくようなことを区として何か応援していけるような手立てを考えていただけないか。

事務局：要望として承ってどこまで区でできるかについては検討したい。今お話しいただいた中の一部については、企業向けセミナーといった講座の中で、お知らせなどもできるかなと思う。

町山委員：ご検討いただきたいのは、幼児教育の保障、そしてその充実ということ。幼児教育をすべての区民が受けられるように、きちんとした幼児教育を理解したうえで、早期教育や目玉保育に走らない、本当に子どもに沿った幼児教育を葛飾区としてぜひ提言していただきたい。

上田委員：病児保育事業が新たに設けられるということだが、ぜひ送迎を含めたサービスにしていいただきたい。

それから、育児支援訪問事業も、短期でも宿泊しながら誰かのサポートを受けられるということだと、すごくありがたいと思う。

「安心・安全な公園づくり」で、足立区にパークエンジェルという区民参加の仕組みがある。地域の人たちをうまく巻き込んで、公園の安全点検をできればと思う。また遊具の対象年齢がわかるようにして安全に遊べるような公園にしていいただきたい

篠原委員：「3. 子どもの成長をみんなで支えるまち」で企業向けと同時に、働く人たちに向けて、学習会というようなものを設けていいただきたいと思う。

「(2) 地域の社会資源の活用」とあるが、前期に使われていた子育てサポーターという言葉がなくなって、「保育ボランティア等の活用」と変わって「新」となっているが、これはどういうことなのか教えていただきたい。

6ページ「(仮称) 子ども総合センターの整備」に「すべての子どもと家庭に対して、妊娠、出産期から」という文言があって、最後のところに、特に「児童虐待防止などを

強化します」というふうに、位置づけがなされている。虐待をしているかもしれないことがわかるような見られ方というのは、母親と父親も嫌がる。虐待防止の中に、この子ども総合センターの整備があるのではなくて、すべての子どもと家庭に対して、子どもを中心にした総合センターというのができて、その中で最終的には虐待の防止が見つかるというような場所が必要なのではないか。そこに行けば誰かがいるという相談の拠点、子育て支援団体の活動拠点にもなっているいろいろな人たちが、そこに結集するような場所であつたらいい。

事務局：保育ボランティアについて、前期計画の、子育てサポーターの育成支援講座をして登録という仕組みが、うまく機能しなかったので、それを改める。現行制度でも民生委員がそれぞれの地域の児童館に登録し、午前中の親子ひろばの事業などで多大なご協力をいただいている。そうした実態の部分も踏まえて、活動しやすいような形で仕組みを整えていく。

子ども総合センターについて、もともとは子ども家庭支援センターの発展的な形で、相談の拠点とするという位置づけであり、ここに行けば子どもに関するあらゆる相談に応じられるという体制は、この中で作っていきたいと考えている。センターは、母子保健分野の子育て支援部が所管なので、健診の場でスクーリング等を通して、虐待のおそれを早期発見し、防止に結び付けていくことを一つの大きな柱にしており、あえて子ども総合センターは虐待防止というところに掲げている。

また、ひろば事業として、ボランティアの方、子育てサークルの方が集えるようなスペースも用意できればと考えている。次回、施設の概要を資料として提供する。

清水委員：地域の支援者として質問させていただきたい。7ページに子育て支援活動拠点の整備とうたわれている。私たち民生委員が子育て支援を行うには、現在ではお母さん方とかかわりを持ちながら情報を得ている。昔だったらそれでよかったが、今は集合住宅等が多いので、なかなか目が届かない。

保健所、保健センターの皆さん方は、小さいお子さんをお持ちの家庭といつもコンタクトをとっているのので、その中で地域のボランティア活動を行っている団体を紹介してほしい。現在は、個人情報保護で対象者の情報は提供してもらえない。民生委員、児童委員、協議会、主任委員など、あるいはボランティア活動を行っている団体、そういったところをぜひ皆さん方に知っていただくためにも、保健所の活動に合わせて、われわれともつながりを持てるような方法をお願いしたい。ぜひまちと地域のボランティア活動を行っている団体と、お母さん方との連携をとりやすい環境づくりをどうしたらいいのか考えていただければ、すごくありがたいなと思っています。以上です。

町山委員：16ページの障害児への支援ですが、文部科学省関係ですと「特別支援の教育が必要な子」として、あえて「障害児」という言葉を外しているように思います。言葉は、どちらが適切なのかご検討いただきたい。

それから、葛飾区でしている子ども発達センターは、非常に素晴らしい施設だと思っています。ただ、保育所、幼稚園への訪問指導が年々少なくなって間隔があいてきている。やはり人的な問題だと思いますが、ぜひ強化していただきたい。

山田委員：計画を紙に書いてしまうととてもきれいな形にできあがってくるが、どの項目も主役は

いったい誰なのかということを見直していくことが大事だと思う。例えば、自分自身も子どもを育てながら仕事をしてきた。熱が出ましたと連絡があってもに迎えに行けない。そのようなときにも誰かの手助けをもらいながら仕事をしてきた。けれども、本当のところは、子どもの具合が悪いときにどうしてあげることがいいのかということを考えたい。

サービスを受けるのは誰なのかということはいつも論議される。保護者なのか、子どもなのか。私は両方だと思う。なので、子どもの側からもどうしてあげることが大事なのか。本当に子どもの発達、発育、それから健康も全部含めたところから考えたときに、どうやってそのところを、ソフト面をフォローしていくのかも考えていったほうがいいかなと思う。

村井会長：これで終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

～ 以上 ～